私たちの

いしおか市議会

ぎかい広報紙
第4号
平成18年6月1日発行
発　行／茨城県石岡市議会
発行人／議長　　鈴木 行雄
印　刷／石岡印刷有限会社

平成18年 第1回定例会

▲バラまつり（～7月2日）などが開催されているフラワーパーク（石岡市下青柳200）

主な内容

■学童保育事業条例 …… 2ページ
月額4,000円の保護者負担をめぐり賛否相半ば

■市長ほか特別職の給与　1年間引き下げ …… 3ページ
約50年ぶりの給料表改正で、職員も数年間は実質的に昇給なし

■一般質問に21議員が登壇 …… 14～34ページ

■議会 ア・ラ・カルト …… 52ページ

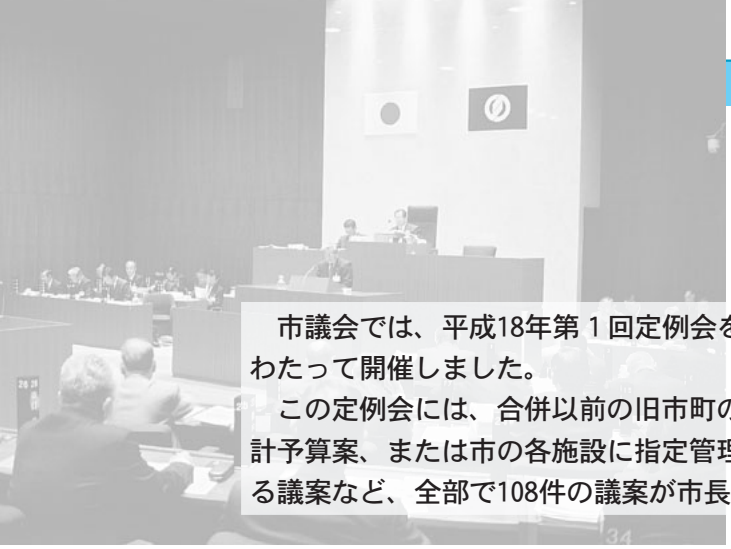

平成18年 第1回定例会

学童保育事業条例を原案可決

月額四、〇〇〇円の保護者負担をめぐり賛否相半ば

市議会では、平成18年第１回定例会を３月１日から３月23日にわたって開催しました。

この定例会には、合併以前の旧市町の決算、平成18年度の各会計予算案、または市の各施設に指定管理者制度を導入しようとする議案など、全部で108件の議案が市長から提出されました。

●学童保育事業条例（案）提出される

学童保育事業については、合併前の旧石岡市と旧八郷町との間で、開設日や負担金などの点で差異がありました。

合併協議においては、「当面現行のとおりとし、引き続き適切な運営が行えるよう、新市において調整する」とされており、今回の第一回定例会に提出された議案「石岡市学童保育事業条例を制定することについて」は、その旧市町における差異を統一しようとするものでした。

今回提出された議案によると、放課後児童クラブは利用者が学校に十人以上いる場合に開設されます。対象児童は原則として石岡市立小学校の第一学年から第三学年までに在学する児童のうち、その保護者のいずれもが次の①から③のいずれかに該当し、かつ、同居の親族その他の者からも保育を受けることができないと認められる児童、と定められていました。

① 昼間居宅外で労働することを常態としていること。

② 昼間居宅外で児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。

③ その他、①②のいずれかに類する状態にあると市長が認めるとき。

しかし、今回の議会でもっとも議論の対象となったのは、保護者負担金の問題でした。

●保護者負担の月額 四、〇〇〇円をめぐって

合併前の旧石岡市・旧八郷町における保護者負担は、右の表のような状況でした。

今回提出された議案は、事業に対する保護者負担を月額四千円と定めており、八郷地区の市民にとっては合併前と同様の負担であるものの、石岡地区の市民にとっては、毎月四千円の負担増になる内容でした（ただし、保護者の世帯が生活保護法による生活保護を受けているとき、または保護者の世帯が母子家庭または父子家庭で市民税非課税世帯であるとき等は、負担金の全部または一部が減免になる場合があります）。

これに対し、議員からは一般質問、議案質疑を通じて質問が行われました（19ページ、39ページをご覧ください）。

合併前の負担金等の状況

	保護者負担	備　考
旧石岡市	無　料	ただし、父母の会がおやつ代として別途3,000円（月額）を徴収
旧八郷町	月額 4,000円	町が左記の4,000円を事業負担金として徴収。その他、父母の会が別途2,000円（年額）程度を保険料、教材費等に充てるために徴収

●福祉委員会での審査

その後、議案は福祉委員会に付託され、より詳細な審査が行われました。

議会最終日に行われた福祉委員長報告によると、平成十八年度の学童保育は、児童一人当たり一万一千六百八十三円の支出が見込まれるとのことで、県内でも無料で実施しているのは四自治体（うち二自治体は保護者負担を求めることを決定）とのことでした。

市当局としては、各学童保育施設に暖房設備等にばらつきがあるため、計画的に順次整備を進めたいとのことでしたが、福祉委員からは「行政

として保護者への説明が足りなかったのではないか」、「四千円の保護者負担の中におやつ代も含められないのか」、「今後保育時間の延長は可能か」、「保護者への説明を尽くすため、施行日を先送りにできないか」等の質疑が行われたとのことです。

福祉委員会の中では、その後、条例の施行日を四月一日から七月一日に改めようとする修正案が委員から提出されましたが、修正案は賛成少数で否決され、結果として議案は「原案可決すべきもの」と決したとの報告でした。

ただし、福祉委員会は次の三点について意見を付していました。

① 一世帯あたり複数の児童が利用する場合は、利用料の減免措置を講じること。

② 保護者会の協力を得る等の対策を講じ、夜六時三十分までの時間延長を実施すること。

③ どこの施設にあっても不公平のない充実した施設の整備を図ること。

●一人差での可決

このような福祉委員長報告を受けた本会議では、小松美代子議員が「減免措置も講じられていることから、四千円の負担金徴収そのものはやむを得ないと思うが、保護者の方々に十分な説明する時間もなく四月一日に条例を施行することは反対」との討論を行いました。

しかし、議長が条例に賛成する議員の起立を求めて採決を行ったところ、起立した議員の数が着席したままの議員数を一人上回ったため、「学童保育事業条例」は原案のとおり「可決」と決しました。

石岡地区営農研修センターが解散

―財産は石岡地方広域シルバー人材センターへ―

長年にわたり地域住民に親しまれてきた営農研修センターが、平成十八年三月末日をもって解散しました。

同センターは、石岡市、かすみがうら市、旧小川町、旧美野里町、旧玉里村が一部事務組合を組織して運営してきた施設です。

今回の解散に伴い、議会へは同センターの財産をすべて石岡地方広域シルバー人材センターへ引き継ごうとする議案が提出され、議会はこれを可決しました。

財産の主なものは、次のとおりです。

◆建物 鉄筋コンクリート造二階建（一部鉄骨造）

◆物品 会議用イス、テレビ、座卓、収納庫など

※ なお、同センターの残金は、平成十七年度市町村分担金の割合に応じて各構成市に配分されました。

9／1から　市の各施設に指定管理者制度導入へ

平成１５年の地方自治法改正により、「公の施設」の管理に指定管理者制度が導入されました。

この制度は、これまで市や公共的団体しか行うことができなかった公の施設の管理を、民間事業者を含む幅広い団体でも行えるようにしたものです。

地方自治法は、この制度を実施するか、市が直接施設を管理するかを、今年９月までに決めるよう求めていました。このたび市は、下記の各施設に指定管理者制度を導入する条例改正案を議会へ提出し、議会はこれを可決しました。

今後、市は公募を行うなどしてこれら施設の指定管理者を定め、再度議会の議決を経た上、今年の９月から指定管理者制度をスタートさせることになります。

●旭台会館
●各コミュニティセンター
●国府会館
●まちかど情報センター
●市デイサービスセンター
●特別養護老人ホームのぞみ
●地区ふれあいセンター
●やさと農産物直売所
●農産物直売センター石岡そだち
●農村高齢者センター（柿岡）
●常陸風土記の丘
●国民宿舎つくばね
●フラワーパーク
●ふれあいの森（下青柳）
●ふれあい交流施設やさと温泉ゆりの郷

市長ほか特別職の給与一年間引き下げ

約50年ぶりの給料表改正で、職員も数年間は実質的に昇給なし

第一回定例会に、市長から市長・助役・教育長の給与を、十九年三月末日までの一年間、下の表のとおり減額しようとする議案が提出され、議会はこれを全会一致で可決しました。

また市長からは、市職員の給与についても国家公務員の給与が人事院勧告に伴って改正されたこと等により、次の内容を骨子とする議案が提出されました。

（1）災害派遣手当に武力攻撃災害等派遣手当を加えること。

（2）国家公務員に準じ給料表を改正し、現行号給の四分割、級構成の再編、枠外昇給の見直し等により、給料表の水準を全体として引き下げること。

（3）勤務成績に基づく昇給制度を導入すること。

（4）五十五歳昇給抑制措置を導入すること。

●市長ほか特別職の給与減額

	改正前	減額率	改正後
市　長	88万円	5パーセント	83万6,000円
助　役	70万円	3パーセント	67万9,000円
教育長	66万円	2パーセント	64万6,000円

●市職員の給料表改正

減額になる額（1人当）	平均約16,700円

※ただし現額補償あり。

市職員の給料は、「職務の級」と「号給」を縦横の軸とした「給料表」によって額が決まっています。

今回の給料表改正案では、一般職で一級～九級だった「職務の級」が七級までに、消防職では一級～八級だったものが、同じく七級までに改められていました。一方、「号給」は以前の約四倍に細かく分割され、「期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を四号給とする」こととなっていました。つまり、新給料表の四号給分が、かつての一号給分に相当し、勤務成績によっては以前の一号給分は昇給しないことになります。また、若年層を除くほとんどの職員は、新給料表に移行する時点で一人当たり平均約一万六千七百円（月額）が減額されることにもなっていました。この減額分については、人事院勧告にしたがって給料が減額になる以前の額に達するまでの間は市がその差額を支給することになっていますが、これはつまり、今後は定期昇給等で給料が上がっても、減額以前の額に達するまでの間（前出の平均値でいえば、一万六千七百円昇給するまでの間）は、実質的に給料がまったく上がらないことを意味します。

議員による質疑においては、「職員のやる気・意欲を低下させ、市民への行政サービスも低下するのではないか」との指摘がなされ、また小松美代子議員からは「当市職員の給与水準は他市と比べても低い状況である。また、職員組合との合意がなされていない中での提案は如何なものか」との反対討論も行われましたが、採決の結果、この議案は賛成多数で可決されました。

男女共同参画条例制定される

市は、当市における男女共同参画推進の基本理念を明らかにし、その実現を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画条例案を議会へ提出しました。

なお、条例に示されている基本理念は次のとおりです。

（1）市民が、個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が与えられること。

（2）市民が、性別による固定的な役割分担等を反映した慣行にとらわれることなく、社会のあらゆる分野における活動を自由に選択できるようにすること。

（3）市民が、政策又は方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること

（4）市民が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と社会生活における活動を両立して行うことができるようにすること。

（5）市民が、男女共同参画の推進と密接な関係を有する国際社会の動向に留意し、強調して行うようにすること。

森林公園と龍神の森キャンプ場に関する条例制定案を可決

かねてから整備を進めてきた常陸風土記の丘の西側の森林公園と、その一角に整備した龍神の森キャンプ場の設置と管理等に関する条例案が、このたび市長から提出され、議会はこれを全会一致で可決しました。

森林公園は、旧石岡市が龍神山麓の土地十三万八千百四十三平方㍍を約六億九千七十一万三千円で買収し、平成十二年度から十七年度にわたって三億二百八十三万八千円（うちキャンプ場関係に一億一千七百四万五千円）を投じて整備した施設です（県補助＝一億七千八百三十四万五千円あり）。

龍神山の貴重な自然を保全し、有効に活用するとともに、森林の持つ公益的な機能を損なうことなく、市民のリフレッシュの場、文化活動の促進に寄与するための施設として、今後の活用が期待されます。

龍神の森キャンプ場はこの森林公園内に設置された施設で、市民が野外活動を通じて自然とふれあい、青少年の健全な育成及び市民の健康の増進を図るための施設です。

面積は、およそ一万六千平方㍍。駐車場は森林公園西側の外郭道路沿いにあり、乗用車十五台分のスペースがあります。

オープンは六月初旬の予定で、各施設の使用料金は上の表のとおりです。

●キャンプ場施設使用料

区　分	単位	使用料金	摘　要
多目的室	1　回	2,100円	
バーベキューサイト	3時間	1,050円	1時間増すごとに320円加算
炊き場・炊事場	1　回	320円	
テントサイト	1か所	320円	サイト数＝15か所
キャンプファイヤー場	1　回	3,150円	
シャワー室	1　回	530円	

※ バーベキューサイト及びテントサイト使用料金には、炊き場・炊事場の使用料金を含む。

福祉会館が国府地区公民館に

昨年十月の合併によって、福祉会館にあった諸機能が他施設へ移転したことにより、今般、福祉会館を廃止する条例が提出され、議会はこれを可決しました。

また、国府地区にはこれまで地区公民館がなかったことから、同施設をこれに充てようとする議案も併せて提出され、議会はこれも可決しました。

なお、教育委員会では、当面のあいだ、国府地区公民館の運営を福祉会館の頃と同じ形（年末年始を除き、原則として無休）で行っていくとのことです。

一部事務組合議会議員の選挙

この度、石岡市が加入している公営企業及び一部事務組合等の議会議員に欠員が生じ、または組合規約の変更があったため、新たに各議会の議員を選出しました。

事　由	名　称	選出議員
欠　員	湖北水道企業団議会	菱沼　和幸
欠　員	湖北環境衛生組合議会	大和田俊樹
規約変更	土浦石岡地方社会教育センター議会	山口　晟 塚谷　重市 岡野　孝男
規約変更	新治地方広域事務組合議会	谷島　博久 飯村　嘉男 菱沼　一夫

石岡市議会の予算審査

合併後初の年度総計予算となった平成18年度各会計予算に対し、議会は本会議で議案質疑を行ったほか、六つの常任委員会に付託して、より慎重な審査を行いました。

ここでは、各常任委員会における質疑応答を中心に、審査の概要をお伝えします。

問　本庁及び八郷総合支所の銀行に対する建物貸付料の内容は。

答　本庁玄関脇の銀行に対しては、店舗として四十五・二八平方㍍、客だめとして二十・〇五平方㍍を百十七万一千二百円で貸し付け、さらに駐車場として、十台分を一台月額五千円で貸し付けている。

また、八郷総合支所においては、本庁と同様の銀行業務という形態ではなく、収納事務を銀行に願っているということであり、貸付料は取っていない。

▲市役所本庁舎内の銀行

問　行財政改革の大綱及び実施計画において、目標値の設定や評価、職員の意識づけなどをどのように行っていくのか。また、同時に総合計画を策定しているなかで、この両者をどのように関連づけているのか。

答　大綱及び実施計画の徹底を図るため、全職員に対し、行政経営品質向上研修と併せて説明会を行い、また、各担当課のヒヤリングを通して目標値を設定するとともに、課題の抽出を図っていく。

また、実施計画は、毎年見直しをかけながら、成果を見極めていく。

今回、策定中の総合計画は、今までの総合計画とは異なり、具体的な目標をたて、進行管理と評価ができるような目標管理型の計画をつくり、市民との情報の共有化を図っていく。

問　中心市街地活性化基本計画推進事業の合併後の考え方は。

答　現在の基本計画は、中心市街地活性化法により旧石岡市を対象として策定し、すでに五年が経過している。また、大型店舗を郊外にとの考えから、今度は大型店舗を中心市街地へといった「まちづくり三法」の見直しが論議されてもいる。合併もあったことから、八郷地区を含めた市全体の活性化を図る計画を作っていきたい。

18年度各会計予算案（総額514億70万4,000円・うち一般会計266億3,500万円）を可決

問　電算費におけるウイルス対策は。

答　職員に対し、個人の持込を禁止し、現在、五百四十台のパソコンを職員に配備し、ウイルスを駆除するソフトをすべてのパソコンに組み入れている。さらにその元となるサーバーにおいても、ファイヤーウォールにより、二重の対策を図っている。

問　デマンド交通システム（※）としてのデマンドタクシーを導入すると、石岡柿岡間のバスの既存路線に影響を与えるのではないか（※デマンド交通システム（デマンドタクシー）＝市民が希望する場所から場所までのドア・トゥ・ドアの移動を、乗合いタクシーのような形式をとることで低額で提供しようとする公共交通サービス）。

答　現在、石岡柿岡間は一日当たり七百人が利用しており、高校生は定期利用者が六十人いるということで、今後、路線バス、既存路線への影響等については検討委員会のなかで十分に考えていきたい。

問　デマンドタクシーは石岡地区のみ対象としているが、一体性の確保の観点から八郷地区と同時に導入することはできないのか。

答　当面、関係機関と協議が済んでいる石岡地区に導入し、八郷地区については、調査が済み次第、関係機関と協議をして進めていきたい。

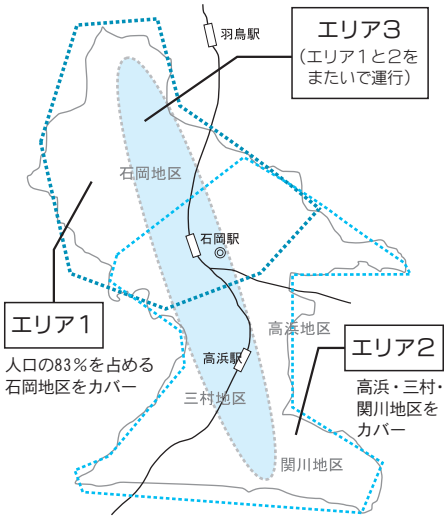

▲デマンドタクシーの予定エリア

問　デマンドタクシーの運行時間の考えは。また、通学学童へ対応、他の学校の児童・生徒との整合性はどのように考えているのか。

答　運行時間は午前八時から午後五時までとし、朝七時台は、学童のスクールバスとしての利用とし、十人乗りのワゴンタイプ四台と、十五人乗りの小型バス一台の車両で対応し、小型バスについては、午後五時から午後六時までの混雑時、一時間延長し運行する。また、通学の場合は現在の巡回バスのルートを利用し、まとまった場所から乗車してもらうような形態を取る。学童の場合の料金は、一か月三千円の学童定期とし、毎日の電話予約を必要とせず、前もって一か月単位で各学校の休みを把握し、対応を図る。

　他の学校との整合性については、現在のバス利用届け出者を対象としており、今後、他の学校への検討については、ＰＴＡや教育委員会とも協議をしていく。

問　合併後の市職員のアンケートを見ると、時間外（残業）手当を全額受給している職員は全体の三十三・五㌫にとどまり、実際に行った時間外勤務の一部についてのみ受給している職員が二十四・九㌫、全く受給していない職員が二十二㌫いる。これをどのように考えているのか。

答　特に福祉関係の部署で、制度改正等があったために夜中まで残業が続いた。しかし、時間外手当の不足額は補充できない状況だったと聞いている。

問　石岡地区の「駐在員」への報酬と、八郷地区の「区長」への報酬には差がある。業務内容に違いはあるのか。

答　駐在員の職務は、①市広報紙その他文書の配布に関すること、②市政に関する要望事項等の取りまとめに関すること、③住民への市政に関する連絡事項の周知に関すること、④市の各種調査及び報告に関すること。⑤その他、である。

　一方、区長の職務は、①区域内の秩序維持し、福祉の増進に寄与すること、②道路・用排水路の維持管理、③市との連絡協調を図り地域住民の意見及び要望事項を市政に反映させること、④市の公布・指示及び通達事項を住民に周知させること（ただし、他の条例に特別の定めのあるものを除く）、⑤各種調査書・申告書等を配布し、又は、取りまとめること、⑥その他市長が認めること、ということになっている。

しかし、合併して一つの石岡市になったわけなので、一日でも早く調整を図り、一つの組織、同じ職務でお願いをしていきたい。

問　財源確保について、滞納処理システムの導入の考えはあるか。

答　滞納者への電話催告による収納率アップを重点的に図っていきたい。併せて、欠損処分等も考慮に入れながら、滞納整理システムの導入を検討していきたい。

問　収納事務費における電話催告業務をシルバー人材センターに委託をすると聞くが、電話をかける時間、または委託先の職員に対する指導研修はどのように行う考えなのか。

答　時間は、昼休みを除く午前十時から午後三時の間を考えている。研修等については、地方税に対する守秘義務等について、十分検討したい。

問　合併協議では、十年間で八十六人の職員削減を行うとのことだったが、削減計画はどのように立てているのか。

答　今後策定する定員適正化計画の中で、具体的数字を明らかにしていきたい。

問　文化事業費における発掘調査経費では、常陸国衙跡の発掘調査の今後の見通しはどうか。また、今後どのような活用を図っていくか、将来的なビジョンを明確にしておくべきではないか。

▲発掘が進む常陸国衙跡

答　平成十八年度で調査は終了し、将来的には国指定文化財となるよう国・県と協議を進めていきたい。

今後は、石岡小学校自体のあり方についても将来検討するなど、先を見極めながらそのあり方について考慮していきたい。

問　保健体育施設費において、運動公園などの施設の除草委託料が、旧八郷に比べ旧石岡の施設のほうが高い。これは、旧八郷はシルバー人材センター等に委託しているのに対し、旧石岡は市内業者に委託しているからと聞く。市の財政が厳しいといいながら、経費の削減が不十分ではないのか。

答　市内業者育成という面もあるが、複数業者から見積りを提出させるなどして、適正な委託をしていきたい。

問　学校給食センターの給食配送委託料について、石岡給食センターと八郷給食センターの配送委託料が違うのはなぜか。

答　運転手の勤務時間が、石岡は八時半から五時までの七時間半であるのに対し、八郷は約四時間半程度の勤務時間となっている。また、人件費

▲石岡給食センター

石岡市各会計の１８年度予算額と前年度対比

会　計　名		１８年度予算額（A）	旧市町前年度予算（B）	増減額（A－B）	増減率
一般会計		266億3,500万円	247億6,000万円	18億7,500万円	7.6ポイント
特別会計	授産所	2,981万4,000円	2,881万円	100万4,000円	3.5ポイント
	国民健康保険	81億2,275万7,000円	81億3,070万円	▼794万3,000円	▼0.1ポイント
	簡易水道事業	2,178万5,000円	1,820万3,000円	358万2,000円	19.7ポイント
	下水道事業	32億円	28億　50万円	3億9,950万円	14.3ポイント
	駐車場	2,600万4,000円	2,846万3,000円	▼245万9,000円	▼8.6ポイント
	老人保健	69億5,800万円	67億　919万4,000円	2億4,880万6,000円	3.7ポイント
	石岡駅東土地区画整理事業	1億5,122万8,000円	2億　470万円	▼5,347万2,000円	▼26.1ポイント
	農業集落排水事業	8億6,418万4,000円	7億3,896万3,000円	1億2,522万1,000円	16.9ポイント
	公共用地先行取得事業	2億　777万5,000円	2億1,287万9,000円	▼510万4,000円	▼2.4ポイント
	霊園事業	3,671万4,000円	3,777万4,000円	▼106万円	▼2.8ポイント
	介護保険	39億2,542万7,000円	24億　780万6,000円	15億1,762万1,000円	63.0ポイント
	介護サービス事業	2億6,912万3,000円	2億7,248万7,000円	▼336万4,000円	▼1.2ポイント
	水道事業	9億5,289万3,000円	9億7,628万4,000円	▼2,339万1,000円	▼2.4ポイント
	特別会計	247億6,570万4,000円	225億6,676万3,000円	21億9,894万1,000円	9.7ポイント
	総合計	514億　70万4,000円	473億2,676万3,000円	40億7,394万1,000円	8.6ポイント

※水道事業は収益的支出と資本的支出の合計額

表中の▼は減をあらわす。

においては、石岡の委託料には運転手の月額給料と、退職金、賞与が含まれているのに対し、八郷は一時間あたりの単価計算で委託している。

問　給食配送業務については、八郷が三つの業者に委託しているのに対し、石岡では三十三年間もの間、同じ会社と契約をしていたことは、まさに行政の怠慢である。さらに石岡の場合、運転手が給食ができあがるまでのあいだ調理室に入り、食材の仕分け等を行っていると聞く。運転手に調理室での業務を手伝わせていること自体おかしいのではないか。

答　運転手の勤務体系については十八年四月の委託から見直していきたい。また、九月一日から新たな契約を結ぶ際には、複数の業者による指名競争入札を行いたい。

問　学童保育については、今期定例会に月額四千円の保護者負担を求めようとする条例案が提出されているが、保育時間延長の考えはないか。

答　現在一時から六時まで一日五時間実施しているが、希望があった場合は、指導員一人、および学童の保護者一人を交代制でお願いするなどして、二人体制で対応したい。

問　学童保育に保護者負担を求める以上、保育施設は不公平がないよう整備すべきだ。

答　八郷地区はすべてに暖房設備があるが、石岡地区は二か所にしかない。保護者負担をいただいた上で、早急に整備したい。

問　学童保育の保護者負担四千円に、おやつ代（石岡地区では、父母の会が三千円を集め、おやつ代に充てている）を含めるなど、その中身について再検討できないのか。

答　おやつ代は、家にいても何らかの形で支出される。おやつの必要がなければ減額してもいいと考えるが、市としてはおやつ代を含まない形で考えている。

問　市立みなみ保育所の送迎バス負担金として園児一人あたり月額一千五百円を徴収しているのが、市立幼稚園のバス送迎は無料である。同じように無料にできないのか

答　今後検討したい。

問　石岡地区と八郷地区では、市立保育所の土曜日における閉園時間に差があるのはおかしいのではないか。

答　石岡地区では夕方五時まで、八郷地区は午前中のみという差がある。十八年度からは統一し、夕方五時まで実施したい。

問　ねんりんピック茨城大会開催事業経費の内容は。

答　平成十九年度に石岡市においてオリエンテーリングが行われる予定で、風土記の丘を中心としたコースを考えている。十八年度はプレ大会を開催して大会を盛り上げたい。

問　国保税が石岡地区と八郷地区で不均一なのはおかしい。

答　十八年度から統一する。

問　石岡市では、申請に応じて地区へ補助金を交付して設置するものを「防犯灯」、設置の必要がある場所に市が設置

平成１８年度一般会計予算会計の内訳

歳　入			歳　出		
科　目	予　算　額	対旧市町前年度予算増減率	科　目	予　算　額	対旧市町前年度予算増減率
市　税	95億6，995万9，000円	3.6㌽	民生費	72億4，773万7，000円	8.3㌽
地方交付税	53億8，300万円	1.8㌽	教育費	40億2，780万円	55.1㌽
市　債	29億　390万円	77.1㌽	土木費	32億1，874万6，000円	2.5㌽
国庫支出金	21億4，154万4，000円	33.3㌽	総務費	29億4，234万1，000円	▼7.3㌽
県支出金	12億6，555万4，000円	4.6㌽	公債費	28億8，721万円	0.1㌽
地方譲与税	10億8，880万円	38.9㌽	衛生費	20億5，877万4，000円	5.6㌽
諸収入	8億　554万3，000円	4.4㌽	農林水産業費	15億3，862万4，000円	▼12.8㌽
繰入金	7億3，126万8，000円	▼50.9㌽	消防費	14億8，318万9，000円	1.1㌽
地方消費税交付金	7億2，000万円	2.7㌽	商工費	7億3，794万4，000円	16.1㌽
使用料及び手数料	6億3，849万円	▼0.4㌽	議会費	4億　845万9，000円	3.3㌽
分担金及び負担金	4億3，256万6，000円	1.1㌽	諸支出金	4，167万3，000円	270.3㌽
繰越金	3億円	—	予備費	4，000万円	—
地方特例交付金	2億6，640万円	▼10.1㌽	労働費	159万8，000円	22.5㌽
その他	3億8，827万6，000円	31.9㌽	災害復旧費	90万5，000円	▼84.9㌽
合計	266億3，500万円	7.6㌽	合計	266億3，500万円	7.6㌽

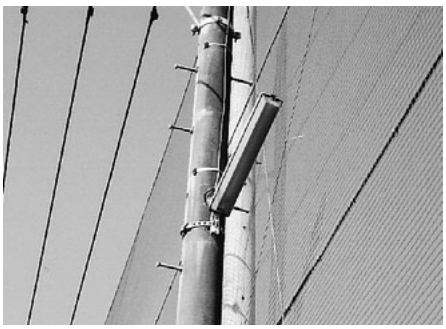
▲防犯灯

し、管理を行うものを「街路灯」と位置づけている。旧八郷町ではこのような区分がなされていなかったわけだが、八郷地区の防犯灯・街路灯の現況を早急に調査し、対応を図っていくべきではないか。

答 旧八郷町は、街路灯・防犯灯の区別なく、現石岡市でいう「防犯灯」と同じ形式で設置をしてきた。八郷地区には現在、街路灯・防犯灯が二千九百十九基ある。それらについて各区長さんに依頼をし、「街路灯」と認められる箇所については今後、市が負担をしていきたい。

問 石岡の農政において、転作作物として重点を置いている「そば」について、作物の経済性を考えた上で、今後も「そば」に力を入れて進行していくのか。より収益のあがる作物を推進していくことが望まれるのではないか。

答 他の作物への転換は、ある程度の実績が伴った上で検討する。

問 有害鳥獣駆除経費において、イノシシが市民に怪我を負わせる事故があった。今後の対策はどのように考えているか。

答 今回はわなで手負いとなったイノシシが市民に被害を及ぼした。手負いのイノシシ、特にオスは危険性が高いので、今後、猟友会八郷支部を通じて、わな等の後始末にも十分気をつけ、安全に配慮するよう申し入れを行って行きたい。

問 試行的につくば周辺地域の周遊巡回バスが、当市のゆりの郷、フラワーパーク、風土記の丘を経由するが、これを観光に生かす方策を検討しているか。

答 バスは市内四か所に停車するため、バス運行による当市へのメリットは大きく、まずはつくばエクスプレス利用者にPRを行っていくことが重要と考える。

問 石岡市医師会病院付近の市道については、一部が狭あいな状況である。新市の一体性確保の観点からも、早急に拡幅すべきではないか。

答 昨年も拡幅に向けて地権者と交渉を行ったが、諸般の事情から納得をいただけなかった。今後も拡幅に努力したい。

問 駅東駐車場の稼働率が三割程度と聞く。料金設定を見直すべきではないか。

答 当市の東駐車場の料金は、時間貸しの駐車が一時間二百円、以降一時間ごとに百円増し、一日最大一千二百円と設定している。しかし、現在は周辺駐車場の料金設定がかなり低額となり、稼働率が低下しているので、今後検討をし、市民の皆さんが利用しやすく、かつ、市の収入も増える料金を検討していきたい。

問 追加インターチェンジ調査委託料について、市当局は村上六軒線付近を考えていると聞く。現在の状況と、実現の見込みをどのように考えているのか。

答 国はインターチェンジを一自治体に一か所、若しくは五キロ㍍ごとに整備したいとしているが、千代田石岡インター～岩間インターの区間には一か所と考えるのが妥当である。そのような中、小美玉市でも美野里サービスエリアにスマート・インターを設置しようとする動きがあり、楽観できる状況ではない。当市としては、今回の調査によって収益率、または地域活性化の効果等において当市が優位にあることを実証し、それに基づいて要望活動を展開したい。県が実施した調査においても石岡市へのインターチェンジ建設は高い評価を得ていると聞いており、さらに、当市へ建設した場合に期待できる高い収益率は、民営化された東日本高速道路株式会社にとっては好材料と考えている。

各常任委員会では、以上のような質疑応答を経た後に採決を行い、いずれの委員会も各会計予算を「原案可決すべ

きもの」と決定しましたが、企画委員会と総務委員会は、併せて次のような意見を付すことを決めました。

●企画委員会が付した意見

① デマンド交通システムの導入に当たっては、中心市街地の活性化と関連づけるとともに、現在の巡回バス利用者及び市民への十分な意見聴取、説明を行うこと。

併せて、料金についても利用者への配慮を十分検討すること。また、デマンド交通システム移行期に当たっては、巡回バス、デマンド交通の併用期間を十分に取ること。

② 巡回バス、デマンド交通システム、鹿島鉄道の存続、通学バス、路線バスなど公共交通体系を一体的に調整し、かつ専門的な担当部署の設置を図ること。

③ 行財政改革の意識を職員に徹底させるとともに、行財政改革の実施計画において、明確な目標値を定め、常に事務事業の見直しと着実な実行を推進し、財政基盤の確立を図ること。

④ 限られた資源を効率的かつ有効に活用するため、平成二十年度導入予定の行政評価システムを早期に導入し、市民の立場に立った質の高い行政サービスの実現と説明責任を図ること。

⑤ 新市建設計画に位置づけられた事業の具体的な年次計画と進捗状況、並びに「新市において決定する」とした事務事業の調整結果を市民へ報告すること。

●総務委員会が付した意見

一般会計予算における電話催告業務委託の実施については、業者等に安易に委託するものではなく、市民との信頼関係の堅持からも、職員自らの手で行うことでの再考を図るべきである。

本会議における、各会計予算に対する「討論」では、小松美代子議員が登壇し、一般会計予算、国民健康保険特別会計予算、介護保険特別会計予算の三案に反対する立場で発言しました。

●反対討論要旨

一般会計予算については、まず歳入の児童クラブ保護者負担金と、歳出の放課後児童対策事業のうち保護者負担分を削除すべきである。

議会費における議長交際費は、適切な額に修正すべきである。また、議会の視察は必要最低限にとどめるべきであり、海外研修視察も自己負担で行くべきである。さらに議員への費用弁償も市民の理解を得るのは困難であり、削除すべきである。

国民保護対策経費も、国民保護の名目で、戦争する国への準備、市民を日常的に防災訓練に動員する仕組みづくりに危機感を覚える。削除すべきである。

生涯学習中央大会講演と委託料についても、十七年度の講師の選定方法、講師と講演内容については関係者から抗議の声が上がっている。十七年度の講師をよしとする認識なら削除すべきである。

国民健康保険特別会計については、保険税の引き上げ、特に低所得者層への負担が増える均等割、平等割の税額が大きく引き上げられたことには賛成できない。国へ国庫支出金の増額を求める。

介護保険特別会計については、今回、保険料の大幅な引き上げが行われた。保険者の保険料で事業を行うという制度自体に問題があるが、基準額三千五百円をはじめとする保険料引き上げには反対する。

以上のような討論の後、議長は討論が行われた各会計予算について起立採決（※）を行いました。

その結果、三つの予算案はいずれも賛成多数で原案可決と決しました。

また、討論が行われなかった各特別会計は、いずれも全会一致で原案可決と決しました。

議会は今後、可決した各会計予算が適切に執行されるよう一年間チェックを続け、よりよいまちづくりに努力して行きます。

（※起立採決＝案件に賛成する者の起立を求め、起立者が多い場合に「可」と決する方法）

都市計画税の使われ方

都市計画税は、都市計画法に基づいて都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため、都市計画区域内の土地及び建物の所有者に対して課税する目的税です。

市当局によると、平成18年度の都市計画税の収入見込額は5億3,340万1,000円で、その財源は以下の事業に充てるとのことです。

都市計画事業を推進するための計画策定等の経費	2億　62万円
下水道事業特別会計への繰出金	7億9,368万2,000円
駅東土地区画整理事業特別会計への繰出金	1億3,187万7,000円
街路事業	3,113万7,000円
公園事業（維持管理経費・整備事業）	1億2,832万7,000円
街路・都市公園等の整備に充てた市債の償還費	1億3,893万1,000円

上記事業の一部に都市計画税が充当されます。

第一回臨時会

「選挙による農業委員会委員の定数」削減案などを可決

7月の農委選挙は、石岡地区選挙区10人・八郷地区選挙区16人の定数で

今年初めての臨時会は、４月１１日に招集されました。

この臨時会には、選挙による農業委員会委員の定数を３０人から２６人に削減しようとする議案、または地方税法の改正に伴って市税条例、都市計画税条例の改正を市長が専決処分した件について、議会の承認を求める議案など、全部で７つの議案が提出されました。

●合併協定書では「選挙による委員」の定数＝三十人

臨時会に提出された議案のうち、もっとも注目されたのは「石岡市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例を制定することについて」でした。

この議案は、新石岡市発足時に制定した条例によって「三十人」と定められている選挙による農業委員会委員の定数を、「二十六人」に削減し、かつ、選挙区を設けようとする内容でした。

農業委員会の委員には、「選挙による委員」と「選任による委員」との二種類があります。「選挙による委員」は、法に基づいて調製された選挙人名簿に登載された方々が投票によって選出するもの、一方「選任による委員」は、「農業協同組合、農業共済組合及び土地改良区がそれぞれ推薦した理事又は組合員各一人」、また、「議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者四人（条例でこれより少ない人数を定めている場合にあっては、その人数）以内」が充てられるものです。

合併時に旧両市町が取り交わした協定書には、石岡・八郷の両農業委員会委員三十七人（石岡十八人・八郷十九人）が今年七月十九日まで在任すること、それ以降は「選挙による委員」の定数を三十人にすることが明記されていました。「選挙による委員」が三十人ということは、当市の場合「選任による委員」を最大限に加えると、委員総数三十八人の農業委員会ということになります。

●今年七月予定の選挙は定数二十六人で

この委員数に対しては、市議会内部にも「定数を削減すべきである」との声がありました。しかし、結果的には農業委員会が自ら定数を削減し、かつ、選挙区を設けることを決め、市長が議案として議会へ提案したものです。

選挙区	区　域	定　数
第１選挙区	第２選挙区の区域以外の区域	１０人
第２選挙区	柿岡、片野、金指、小幡、須釜、細谷、上青柳、下青柳、加生野、上曽、小屋、芦穂中部、吉生、小倉、鯨岡、龍明、小山田、大増、大塚、中戸、太田、小見、瓦谷、野田、部原、宇治会、小塙、佐久、柴間、山崎、宮ヶ崎、真家、東成井、上林、下林、嘉良寿理、片岡、浦須、根小屋、半田、川又、月岡、青田、弓弦、朝日、柴内、辻、菖蒲沢、小野越、仏生寺	１６人

なお、議案に示された選挙区は、左上の表のような区割りになっていました。

この議案に対し、議員からは「八郷地区は合併前と変わらず定数十六人、石岡地区は定数十四人から十人に削減されている。両地区の農家戸数、または選挙人の数を見比べれば妥当な措置とは思うが、石岡地区を十人とした市当局の考えを改めて伺う。また、選挙区を分けるメリットは何か」との質疑があり、農業委員会事務局長からは「選挙区を設けたのは、両地区の地域性にかなりの相違があること、また、農業委員の選出地区に偏りが出るのも好ましくないと考えたことによる。

石岡地区を十人としたのは、農業委員会で検討した結果、八郷地区の定数とのバランス、または急激に減少しないよう配慮した中で決まったもの」との答弁が行われました。

そして、その後の採決の結果、議案「石岡市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例を制定することについて」は全会一致で「可決」と決しました。

市税条例改正を承認

廃止 損害保険料控除
新設 地震保険料控除 など盛り込んだ

地方税法等の改正に伴い、市長が「石岡市税条例の一部改正」を専決処分（※）した件について、議会の承認を求める議案が提出されました。

その改正要綱は、次のとおりでした。

（1）損害保険料控除を廃止し、地震保険料控除を創設することとしたこと。

（2）税源移譲に伴う変動所得及び臨時所得の平均課税を廃止し、調整控除の創設及び所得税と個人住民税の人的控除額の差に基づく負担増の減額（調整）措置を創設することとしたこと。

（3）市たばこ税の税率を一千本につき三百二十一円引き上げることとしたこと。

（4）特定優良賃貸住宅に対する減額措置を廃止し、住宅耐震改修を実施した家屋に対する減額措置を創設することとしたこと。

（5）平成十八年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る平成十八年度から平成二十年度までの各年度分の固定資産税の負担について調整措置を講ずることとしたこと。

この議案に対しては、小松美代子議員から次のような討論が行われました。

●反対討論要旨

改正要綱には「損害保険料控除を廃止し、地震保険料控除を創設することとしたこと」とあるが、地震保険料控除は平成二十年からとのこと。損害保険料についても、現在加入している方、または平成十八年中に長期の損害保険に加入した方については控除されると聞くが、多くの市民は短期の損害保険に加入している。

庶民が最低でも加入したいと考えている火災保険などの控除は廃止し、地震保険のように高額な保険料がかかるものの控除を創設することには反対する。

市民税等の所得割・均等割りの非課税の限度額が引き下げられた。少ない所得の中からこのように税を取るやり方には納得できない」

以上のような討論ののち、議長が起立採決を行ったところ、市税条例を専決処分によって改正した議案は、賛成多数で「可決」と決しました。

（※専決処分＝長が議会を招集する暇がないと認めるときなどに、議会の議決が必要な案件を長が処分（決定）できるというもの）

第2回定例会が開会します！

市議会第２回定例会は、次の日程で行われる予定です。ぜひ傍聴にお出でになってみてください。

1	６月７日（水）	**開　会**
2	６月８日（木）	休　会
3	６月９日（金）	休　会
4	６月10日（土）	休　会
5	６月11日（日）	休　会
6	６月12日（月）	**一般質問**
7	６月13日（火）	**一般質問**
8	６月14日（水）	**一般質問**
9	６月15日（木）	**一般質問**
10	６月16日（金）	**議案質疑**
11	６月17日（土）	休　会
12	６月18日（日）	休　会
13	６月19日（月）	**常任委員会**
14	６月20日（火）	**常任委員会**
15	６月21日（水）	**議会運営委員会**
16	６月22日（木）	**質疑・討論・採決、閉会**

※　開会時間は、すべて午前10時です。

市議会ホームページに是非お出でください

市議会ホームページでは、今後の会議予定や過去の本会議議事録、委員会の記録などを公開しています。また、定例会・臨時会の開催時には、一般質問・議案質疑の通告内容、市長提出議案の概要（閉会後は「審査結果」）なども掲載しています。

随時に更新する「議会ニュース」、または本広報紙の画像版（jpg）などもご覧いただけますので、是非一度お出でになってみてください。

アドレスは「http://www8.ocn.ne.jp/~ishioka/」、インターネットは市内国府の「まちかど情報センター」でもご覧いただけます。

第１回定例会 一般質問 Question & Answer

第一回定例会では、21名の議員が登壇し、市政一般に関する質問を行いました。

●一般質問では、議員は多くの事項について質問を行います。ここに掲載しましたのは、その一部を要約したものです。

●市内施設には、すべての質問を掲載した会議録が設置してありますので、ぜひ一度ご覧ください。

Question 「デマンド交通システム」は巡回バス廃止による不安を解消できるのか

Answer 課題の整理、調査検討をした結果巡回バスのメリットをクリアできると判断

小松（こまつ） 美代子（みよこ） 議員

問　公共交通機関の充実のため、従来運行していた巡回バスから、「デマンド交通システム」への移行が計画されていますが、当初の予定に比べ、運行開始が遅れているようです。そこで、今後の運行スケジュールを伺いたいと思います。また、巡回バスとの違いは予約システムにありますが、システムをいつの時点から利用でき、待合所をどこに設置する予定なのか伺います。

巡回バスのメリットは、時刻表に基づいて運行し、一度に大勢の人が乗車でき、料金が格安なことでした。巡回バス廃止によって不安を感じている方もいると思いますが、デマンド交通システムは、巡回バスのメリットをクリアすることができるのでしょうか。そして、子供たちの通学での利用や割引制度は検討しているか、土日運休で影響を受ける方についてどのように考えているのか、お尋ねいたします。

また、「株式会社まち未来いしおか」を事業主体として、運行を開始いたしますが、仮に赤字が出た場合、市の資金を投入していくのでしょうか。責任の所在を明確にしていただきます。さらに、八郷地域に導入する場合、事業主体をどうする考えか伺います。

企画部長　デマンド交通システムは、運行主体である「まち未来いしおか」や各交通事業者との調整を進めているところです。一定の準備が整い次第、運行していきたいと考えております。

料金は、大人三百円、子供百円を予定し、小学生の定期などに割引制度を適用させたいと考えております。さらに、身障者の割引制度については、十分検討いたします。

予約の開始については、テスト運行をする時期、開通の一か月前と考え、予約システムに慣れていただくためにも老人会などに出向いて説明をしていく考えです。待合所は、中町のチャレンジショップを考えています。また、土日は家族などで対応できるものとして、運休を考えています。巡回バスとの兼ね合いで、通学路には通学バスとしての運行を検討しており、ある程度の期間、平行運行をし、利用者の混乱を避けていきたいと考えています。また、調査検討した結果、巡回バスのメリットもクリアできると受けとめています。赤字が出た場合には、追加予算もありうるとの考えです。

八郷地区については、その調査結果がまもなく出る予定であります。運行主体につきましては、同一市内に二つの運行主体があるのは効率的に問題であると考えますので、「まち未来いしおか」を予定しているところです。

市長　デマンド交通システムは、ドアからドアへのサービスを基本とすること、また、比較的安価な料金で利用していただけること、事前の要求や要望に沿って走行ができ、お客のいない、空車の運行を避けることができるなどの特徴があげられています。人に優しい交通として、少子高齢化への対応、市街地の活性化などに有効な公共交通とも考えられます。運行主体を「まち未来いしおか」に決定しておりますので、今後とも十分な準備を重ねてまいりたいと思っております。

通告書の内容は

①平成十八年度市政運営に対する所信と主要施策について

②合併協議会に付された調整項目の調整結果の市民への周知、広報について

Question 神栄跡地の利活用 取得当初の目的と異なってはいないか

Answer これまでの利活用の検討内容を踏まえ 複合文化施設の基本構想策定に着手した

村山（むらやま） 裕（ゆたか） 議員

問　神栄跡地の利用については、市民ワークショップを開催し、市民の意見を反映することとしましたが、現況を見ると、その結論と違う方向にいっているのではないでしょうか。神栄跡地は、中心市街地活性化に役立てたいと購入したわけですが、その目的とも異なっています。図書館を中心とした文化施設となっていますが、その経緯をお聞きしたいと思います。

　また、財政難の時、総工事費二十九億円という膨大な資金を、今使ってもいいのですか。ＩＴ時代に、三十万蔵書の必要があるのでしょうか。市民参加といいながら、市民の意見が反映されておりませんが、「協働」はどのような形で行うのでしょうか。何年か先に延ばしてはどうですか。財源の確保について、お尋ねしたいと思います。

教育次長　神栄跡地は、平成十二年度に策定した中心市街地活性化プランで、広域的に利用できる駐車場と公園を配置し、核に文化施設を整備するという位置づけがなされました。これは、まちづくり市民会議、石岡商工会議所などの提言を受けて策定したものです。そうした中で、十三年度にはワークショップを開催して論議をいただき、まち全体がミュージアムという考えのもと、本格的ホールを含む文化スペースが融合したスペースと広場が提案されました。さらにこの後、庁内の中心市街地活性化プラン推進委員会やワーキングチーム会議において検討を進め、平成十六年一月に「神栄跡地利活用計画報告書」が提出されたところです。その内容を申しますと、将来整備すべき施設として、図書館を核とした文化・教養及び歴史を学べる、体感できるスペースを整備するというもので、市はその報告を受けて主要施策推進調査を実施し、平成十六年三月、報告書を作成しました。この中では、整備すべき施設として、図書館及び文化ホール、市民ギャラリー及び常設展示スペースを中心とした複合文化施設整備が提言されました。

　以上のような経過を踏まえ、平成十六年度に基本構想策定業務に着手いたしましたが、二市町の合併に伴い、平成十七年度まで繰り越して、再検討を加えたところです。その後、合併特例債の対象予定額も示されましたので、現在、策定作業を進めています。十八年度には、基本設計を行うため、二千万円の予算を計上いたしました。

市長　イベント広場の当面の利用のあり方については、複合文化施設の建設に着手するまでの間と理解しているところです。

通告書の内容は

①複合文化施設建設事業について

②中学校暴力問題　その後

Question 建設を予定している「複合文化施設」その概要と今後の計画を伺いたい

嶋田（しまだ） 佐登子（さとこ） 議員

問　新市建設計画に位置づけられ、合併特例債を活用し地域の一体性の確保ということで複合文化施設は建設されると思いますが、この施設については、石岡市は合併前から検討されていたと聞いています。でも、八郷地区の市民は、どのような施設が建設されるのかわからない方が多数おられます。そこで、市民の方々に良く知ってもらうため、あえて質問いたします。

今回建設予定の複合文化施設は、どこに、どのような目的で、どのような施設にするのか。また、どのような計画で、いつ頃完成予定なのか、答弁願います。

複合文化施設は、石岡市の文化行政のシンボルともなるわけですが、八郷地区の方、行くにも行けない交通弱者の方がたくさん出てくるのではないかと思われます。施設建設とあわせて、交通手段の確保といった視点も取り入れていただきたいと思います。

また、交通弱者、市民の利便性、たくさんの方に利用してもらうことを考えたなら、駅の近く、現在の市営駐車場近くが適地ではという市民の声もあるのですが、そのような声はなかったのか、検討しなかったのか、神栄跡地が候補地となった理由も、あわせて答弁願います。

Answer 図書館を核とした施設を計画 基本設計を作成し、二十二年度の完成を目指す

教育次長　建設予定の神栄跡地につきましては、中長期的な中心市街地活性化を図り、交流人口を増やすことを目的に、平成九年に十三億七千四百万円で取得いたしました。その後、利活用を検討した結果、複合文化施設を建設する形で進んでまいりました。現在、基本構想を策定中であり、図書館を核として文化・教養及び歴史を学べる、体験できるスペースを整備することを目的として進めています。

施設計画の方針として、図書館の建設を主とし、図書館に市民ギャラリーを併設する案と、図書館と郷土館の複合施設とする案の、二案を示し、さらに基本設計の中で検討を進める予定です。図書館は、延床面積が四千平方㍍程度、蔵書冊数が、閉架図書を含めて三十万冊、ギャラリー五百平方㍍程度を予定しています。また、郷土館を併設する場合は、一千平方㍍程度の施設を検討しています。さらに、駐車場二百台、周辺には広場、公園の整備を行いたいと考えております。

今後のスケジュールとしましては、基本構想が三月末に完成しますので、それを基に平成十八年度に基本設計の策定、十九、二十年度に発掘調査を実施し、その後は実施設計、建設工事を進め、事業が順調に進めば、二十二年度の完成が予定されます。

八郷地区からのアクセス確保についてですが、交通体系や利用交通機関の見直しについて、検討していないのが現状です。

▲上空から見た「複合文化施設」建設予定地

通告書の内容は

①職員の服務規律の確立と相談窓口の開設について
②複合文化施設の概要と今後の計画について
③若い世代の対応とまちの活性化について

Question デマンド交通の利点だけが強調され具体的内容の説明が不足してはいないか

Answer よりきめ細かなサービス展開を目指し、その一手段としてデマンド交通に着目した

徳増千尋（とくますちひろ） 議員

問　巡回バス導入に当たり、企画課の職員は真夏の暑い日ざしの中、半ノ木、染谷の農家の庭先、風土記の丘、井関、小井戸に出向き、集ってくださった市民の方々の切実な意見を聞いて歩きました。時には夜遅くまで意見を聞いて歩き、頭が下がる思いでした。その同じ職員がデマンド交通導入に携わっているのですから、何と皮肉な事でしょう。自分の積み上げた仕事をわずか一年半で全部否定させられている訳です。行政評価を当市では実施していないのでこの様な事が起きるのです。「戸口から戸口」という耳に心地よい市民の琴線を揺さぶる部分だけを強調して、デマンド交通とはどの様なものか説明が不足しています。デマンドを導入したいがための文句と言えます。電話をかけるとタクシーのようにすぐに来ると思っている人や、石岡市内どこまでも三百円で乗れると思っている人、三人で割り勘で乗れば一人百円で乗れる等、誤解をしている人が多いのです。デマンド交通は、月曜から金曜の五日間しか運行しないということも、まったく知られていません。

①現在運行している大型バスを小型バスに切り替える様に交渉できない理由②人口高だか九千人の町でデマンド交通が成功しているという事で当市も導入するとの事であるが、広大な行政面積で人口八万三千人の石岡市で実施するに当たり、投資効果が高いと言える理由③運行をＴＭＯに委託するとの事であるがＴＭＯはまちづくりの運営管理をする機関、中心市街地活性化の為の機構である。ＴＭＯが一番しなければならない仕事を手がけないでデマンド交通を受けるとは本末転倒である。ＴＭＯの役割をどのように考えているのか。④市民が暮しやすい環境をどう造るかが行政の原点であるはず。その社会の実現にこそ税金を使うべきである。市民サービスが効率優先の原則どおりでよいのか。以上の点をお尋ね致します。

企画部長　まず、巡回バスの車両を小型バスに切り替える交渉ができない理由についてですが、石岡市がオリジナルの車両を導入するには相当の負担増となることから、財政負担を軽減するためにも、バス会社の現有車両を基本として運行しています。

次に投資効果ですが、コンサルタントの基本調査を経て、想定される利用者数や財政支出のシミュレーションを行って検討してきました。そして、合併後の面積や人口規模に見合った運行形態を構築し、利用者の便に供することが可能であり、巡回バスの利用者数を基本に算出した場合、財政負担は軽減できるとの見通しに達しました。

巡回バスは、路線やバス停に比較的近い方にとってはより便利な手段であると思います。反面、路線ルートやバス停から離れた地域の方からは、不便という意見も寄せられています。しかし、巡回バスとデマンド交通とを同時に運行することは、財政的にも手続き面からも無理な課題と判断し、よりきめ細かなサービス展開を目指す手段としてデマンド交通に着目いたしました。

ＴＭＯの役割は、中心市街地等の活性化を図るため、定款に掲げる事業を行う組織と認識していますが、その一つとしてこの事業が掲げられているものと考えております。

通告書の内容は

①巡回バス廃止とデマンド交通導入について
②人事評価と平成十八年度石岡市職員の昇任昇格試験について
③職員退職金の基金創設について

Question 県立八郷高校の統合が報道されたが跡地・建物等の活用をどう考えるか

大場俊之（おおばとしゆき）議員

問　先の新聞報道において、八郷高校統合の記事が掲載されておりました。そこで、まずはじめに、八郷高校統合の真偽について伺います。また、仮に統合されるとしたらいつ頃と考えられるかも伺います。

　八郷高校設立に当たり、敷地等を旧八郷町が寄付した経緯がございます。当市では、合併特例債事業として柿岡中学校改築事業を計画していますが、仮に八郷高校が統合されることとなったなら、統合後の校舎を当市が無償で譲り受け、中学校として利用できないでしょうか。同様に、合併特例債事業として計画されている統合保育所の建設では、用地購入なども見込まれますが、これについても八郷高校や柿岡中学校の敷地を利用することができるのではないでしょうか。そこで、柿岡中学校改築事業と統合保育所建設についての今後の計画と、八郷高校敷地を活用してこれらの事業を進める考えがあるのか伺いたいと思います。

　仮に、八郷高校敷地を譲り受け、中学校・保育所建設に活用できるとすれば、二つの事業に充てる見込みであった合併特例債を、別な事業に活用することも可能となります。この部分を、八郷地域住民の願いである朝日峠トンネル化の実現に向けて利用してはいかがですか。この点についても、考えを伺います。

Answer 設置にいたる経緯を踏まえ、市に優先的に移管されるよう働きかけたい

教育長　茨城県立八郷高校は、創立時、土地・建物・備品にいたるすべてを旧八郷町が負担し、開校いたしました。二月上旬に、県高校教育改革推進室の職員が当市を訪れた際に伺った内容をご説明いたしますと、県立高等学校再編に伴って、平成十九年度から年次ごとに石岡一高と八郷高校が統合され、新石岡第一高等学校となることが決定されました。統合されれば、現在の八郷高校の敷地や施設は、高等学校としては使用されなくなります。これからの八郷高校の状況、志願者数と、県の再編に伴っての施設、敷地の扱い方について、随時検討する予定であるとの説明でありました。

▲茨城県立八郷高等学校

保健福祉部長　八郷地区には、改築が急務である保育所が五か所ありまして、合併特例債を使って整備することとして、十八年度に整備計画の検討を予定しています。合併前の整備計画では、柿岡、葦穂、林エリアで一か所、恋瀬、瓦会エリアで一か所としていましたが、児童数の減少などを配慮し、今後検討をしてまいりたいと思います。八郷高校等の跡地利用については、現段階で確定しておりませんので、仮に市の利用する土地となった段階で、視野に入れて検討を進めたいと思います。

市長　県立高校の統合後の施設等については、平成十八年度から具体的に検討されるということです。その場合、①県の施設としての利用②石岡市の施設としての利用③民間の施設としての利用、以上のような優先順位があります。八郷高校設置の経緯を見ましても、市に優先的に移管されるよう、県に働きかけていきたいと考えています。

　次に、柿岡中学校と統合保育所の設置に八郷高校の跡地を活用すると仮定して、用地代等を含めた特例債を朝日峠に利用できるのではないかという提言ですが、そういったことも含めて、今後検討してまいります。

通告書の内容は
①合併特例債事業について
②朝日峠トンネル化の実現に向けて

Question 学童保育における保護者負担増 所信表明の内容とかけ離れていないか

Answer 県内の状況や運営実態を踏まえ 四千円の保護者負担をお願いした

金井（かない）一夫（かずお） 議員

問 国や県の政策を見ますと、少子化対策に本格的に乗り出す方向性が示され、次世代の市民を送り出す地方自治体としても充実感のある施策が求められてきています。当市の状況を振り返ってみますと、市長は所信表明の中で、保険・医療・福祉の充実について述べ、さらに、市民生活の視点から市政を考えることが大切であるとしていますが、学童保育の施策を見る限り、所信表明と施策がかけ離れていると感じざるを得ません。

十八年度からは、学童保育の保護者に対して十分な周知を行わないまま、新たに四千円の負担金を徴収することになりました。また、県で打ち出した放課後対策の補助事業に対しても、当市は名乗りをあげていないようです。

私が行ったアンケートの結果を見ますと、保護者の方々は、時間の延長や児童十人以下での開設など、さまざまな希望や意見をお持ちです。また、東小児童クラブの保護者の方からは、負担金の徴収について検討してもらいたい旨の要望書が提出されています。利用者の意見も聞かずに市民の負担を強いる施策を打ち出す、このような市政のあり方で、果たして市民が納得するのでしょうか。

そこで、学童保育についての考えを伺いたいと思います。

市長 学童保育の負担金については、合併協議の調整方針の中で、新市において適切な運営が行えるように調整するとしていたことから、新市において検討した結果、受益者負担を徴収して運営することとなりました。市負担の約二分の一として四千円を予定したところですが、実態としては、市は、一人当たり一万一千六百八十三円を負担しています。また、県内四十九市町村中、四十八市町村が学童保育を実施していますが、負担金徴収を行っていない自治体は四市町でしかありません。有料にしていくことが、全県下の状況からふさわしいのではないかと考えたところです。非課税世帯や生活保護世帯の方に対しては免除措置を講ずる考えではありますが、住民の声を聞くことに対しましては、配慮が足りなかったと思っている次第です。

保健福祉部長 アンケート結果における時間の延長、学校の公平とは、開設されていない学校への開設のことであると思います。また、十人以下でも開設を希望する学校はございます。今後の課題として、やり方を検討してまいりたいと思います。また、県の事業については、未だ細かい要綱が示されておりません。全校児童を対象とした場合、場所の問題も考えられますので、正式な文書が届いた段階で検討してみたいと考えます。また、保護者負担の四千円については、人件費を含めた諸経費、一人当たりの額の半額程度を負担していただくことで、今回負担をお願いいたしました。

通告書の内容は

①市政運営に対する所信と主要施策について

Question 「デマンド交通システム」導入 その詳細と導入によるメリットを伺う

Answer 市民サービスに直結する交通施策 石岡地区から導入を進めたい

岡野（おかの） 孝男（たかお） 議員

問　いま、地域公共交通システムが大きく変化しようとしています。かつて買い物、通院、通学などに利用していた路線バスや地方の電車は、車の普及により客足が減り、バスの本数が極端に減少したり電車の運行が廃止になったりして、その役割に陰りを見せています。そのような状況のもと、運転できない高齢者の方や子どもたち、障害者の皆さんは、不自由な生活を余儀なくされています。各自治体は福祉バスや巡回バスを運行させ、便宜を図ってきました。

ところが、平成十四年一月、福島県小高町では、交通弱者を対象にデマンド交通システムを導入しました。これはバスより便利で、タクシーより安く、戸口から戸口までお送りするという制度です。石岡市においても、十八年度にデマンド交通導入に向けた予算が提案されています。市長は所信表明の中、「本年度は移動制約者や交通不便地域の方々が便利に移動できるよう、石岡地域においては市内巡回バスから新多目的交通システム運行に移行し、八郷地域においても調査結果を踏まえ、導入検討を図り新公共交通の確立を目指す」と述べています。この件について、市長の詳細な説明と企画部長の導入までのスケジュール、メリットについて答弁願います。

▲東海村では予約制の乗合タクシー「あいのりくん」が好評

企画部長　まず、導入に当たってのスケジュールですが、車両の手配、改造作業に約四か月、認可申請から許可までが約三か月、さらに、機器の導入、オペレーションセンターの構築、要員訓練等に約三か月を要するものと思われます。これらの条件が整った段階で開通されるものと考えていますが、この間に、八郷地区の検討を継続して行ってまいります。

また、メリットについては、デマンド交通システムは、乗り合い方式によるドアからドアのサービスが提供できることから、比較的自由な運行により地域巡回型の交通手段として注目されています。また、人の往来が増えることから、地域の活性化につながる点も報告されています。

県内では、既に東海村でサービスを開始し、土浦市も検討に着手しており、さらに、鹿嶋市や筑西市が調査を始めているとの情報を得ています。

市長　デマンド交通システムは、市民サービスに直結する公共交通施策の一つとして、検討と研究を重ねてきました。バスとタクシーの中間点に位置する公共交通であることから、交通弱者に優しい交通手段であると感じているところです。当初は石岡地区から準備に着手しておりますが、さまざまな課題を整理しながら、このシステムを進めてまいりたいと考えております。

通告書の内容は

①デマンド交通システム事業について

②まちづくり特例市について

Question 「品目横断的経営安定対策」に向けた当市の農政における対策とは

Answer 関係機関との連携を強め認定農業者の確保と育成に努める

島田（しまだ）久雄（ひさお）　議員

問　平成十九年度から、国の農業政策が「品目横断的経営安定対策」へと大きく転換されようとしています。この政策は、認定農業者の基準を明確にし、集中的・重点的に支援する方策で、四㌶以上の経営面積を持たないと認定農業者にはなれません。このような大きな改革にあたり、市はどう対応していくのでしょうか。市をバスに例えると、市長が運転手となってこの対策のための予算と施策の方向性を示し、経済部がバスの切符を切り、乗車の手助けを農協や農業委員会が行うわけです。そして、できるだけ多くの認定農業者を発掘し、「石岡の農業」というバスに乗っていただかなければなりません。

そこでまず、市長はこのバスを走らせる気があるのか、また、経済部では一人でも多くの方に乗ってもらうための努力をする考えがあるのか、伺いたいと思います。

次に、具体的に伺いますが、麦については先行して八月から申請が始まります。あまり時間は残されていませんが、農家への説明や四㌶に満たない農家への支援策は講じていますか。

また、認定農業者と同じ助成が受けられる要件として集落営農というものがあります。集落で二十㌶の経営規模を持つところはこれに該当しますので、農家に広く知らせ、認定農業者のいない地区についても行政が総力を挙げて農業者の掘り起こしをしていく必要があると思います。そこで、十九年度の改革に向けた対策について、考えを伺いたいと思います。

市長　今後の市農業を担う認定農業者の確保や、その育成につきましては、関係機関、農協等との緊密な連携をもって迅速に加入手続きに向けた作業を進め、円滑な対策の推進に努めてまいりたいと考えております。

経済部長　今回の政策転換による十九年度からの事業につきまして、農業委員会、市当局、一緒になりまして、認定農業者の発掘に努めてまいりたいと思います。その中で、ＪＡと市による新規認定農業者の発掘、認定作業の迅速化、現認定農業者の耕作面積、作付品目の整理から当対策該当者の選出が重要であると考えております。また、農業者に当対策の周知を図る観点から、県農業会議、農業委員会などの支援を願うとともに、市陣営が一致協力して新対策に向けた推進体制の確立を図ることが必要です。そして、ＪＡの積極的な参画と関係機関による当対策の早期な事業内容の把握をもって、十九年度に向け、強力に事務事業を推進してまいりたいと考えております。

本年八月中の申請に向けての指導、スケジュールについては、ＪＡ、市による麦生産の説明会をはじめとして、当対策に該当する認定農業者の選出をし、周知徹底、指導を図ってまいります。麦生産者については急ぐ必要がありますが、他作物については該当する認定農業者、集落営農組織の説明会を新年度早々に開催し、制度の理解を深めてまいりたいと考えております。

農業委員会事務局長　農業委員会での対応としましては、担い手に対する農地の流動化が上げられると思います。今回の新たな対策の要件、経営面積四㌶以上なければ対象とならないということから、農地の流動化、集積が必要になってくると思われますので、これらの業務について農家の要望等に十分応えてまいります。

通告書の内容は
①農業、農家集落の振興対策について
②品目横断的経営安定対策の取り組みについて

Question 経済波及効果の大きい「観光産業」観光振興に対する考えを伺いたい

Answer 石岡の歴史、恵まれた自然を生かし、観光振興に力を入れていくべきと考える

塚谷重市（つかや しげいち） 議員

問　観光産業は、経済波及効果が非常に大きく、二十一世紀の主要産業の一つと言われ、近年では、観光による地域の活性化が各地で検討されております。そこでまず、石岡市の観光振興に対する市長の考えをお聞かせいただきます。

　現在の観光は、しゃにむに働いてきた団塊世代が、身近にある小京都や日本の原風景が残る農村などに出かけ、若かりし日の思い出や心の豊かさを取り戻す旅に目が向けられています。私は、この機を逃すことなく、常陸国の歴史と文化や八郷地区におけるグリーンツーリズムを通じて入り込み客の増加を狙いながら、今後の観光行政を進めていくべきではないかと考えます。一案ですが、市街地の街並み、まち蔵「藍」等商店街の通りを活用して楽市楽座などの企画を行い、それにプラスして八郷地区の茅葺き民家めぐり、観光果樹、観光施設などを組み合わせれば、近隣市町村にも劣らない観光ができるのではないでしょうか。そこで、石岡市街地の街並みと茅葺き民家、観光果樹、観光施設への誘客率の向上について、お伺いいたします。

　さらに、筑波山周辺の美しい景観を整備し、誘客に活用する可能性を含んだ「シーニックバイウェイ」について、考えをお聞かせ願います。

市長　二十一世紀は観光産業である、このような新聞記事を私も目にいたしました。事例では、大都市圏に近い、山に囲まれた町が取り組んでいると書かれており、私は、石岡市を重ね合わせて読んだものです。駅に近い、恵まれた自然の資源を考えますと、今後、石岡市は観光振興に大きく力を入れてまいるべきであると考えております。

▲茨城県フラワーパーク（上）、まち蔵「藍」（下）

経済部長　当市には、県フラワーパーク、やさと温泉ゆりの郷、常陸風土記の丘、茅葺き民家等、すばらしい観光施設があります。これらをＰＲし、集客を図っていきたいと考えています。その方法としては、周辺ルートマップの作成、周遊バスの運行があります。現在、県と関係市とが「つくば周辺地域交流活性化実行委員会」を発足し、つくばエクスプレス（ＴＸ）から周辺地域の周遊巡回バスの運行を計画しています。運行経路は、真壁駅、ゆりの郷、フラワーパーク、風土記の丘、石岡駅などで、五・六・十・十一月の土日祝日に、試行的に運行する予定です。このＰＲをＴＸ沿線や旅行業者へ積極的に実施していきたいと思います。

　市街地の街並みと茅葺き民家については、街並み見学のハイキングやワンデイプランを予定しています。また、五月には、茅葺き民家のシンポジウムが当市で開催されますので、全国にＰＲしていきたいと考えております。

企画部長　「シーニックバイウェイ」は国土交通省による事業で、全国から美しい景観の望める道を選定し、市民ぐるみで美しい地域づくりを行っていくものです。茨城県では、ベストビューコンテストを実施し、筑波山の眺望をテーマとしたモデルルートを国土交通省に申請する予定です。県内の数ある景観の中から筑波山が選ばれたことは、当市にとっても大変異議あることと認識しております。

通告書の内容は

①石岡市の自然と歴史を融合させた観光振興について

Question サービスの低下、市民負担を強いる前に入札制度見直しなどによる経費節減をすべき

Answer 透明性・競争性を高めるためにも、入札制度を十分検討していきたい

櫻井信幸（さくらい のぶゆき） 議員

問　新石岡市になり、市民の皆さんから行政に対する苦情を耳にすることが多くなりました。八郷支所では、市民が担当課へ相談に行くと石岡の本所に行ってくださいと言われ、不便になりました。あるいは、旧八郷で実施されていた広報の郵送が廃止される等の行政サービスの低下が目立ちます。何らかの方法がないのでしょうか。

　市民に負担を強いる前に、議員定数の削減とか、工事等の指名競争入札制度を廃止し、条件付一般競争入札を導入するなどの工夫をし、財源の節減を考えてはどうですか。当市における工事の落札率は九十五パーセント前後で、高止まり過ぎると考えられます。一例ですが、長野県では入札制度を改革し、工事部門で二十六パーセントの節減をし、実績を上げています。当市においても大きな効果が期待できます。仮に石岡市に当てはめ試算すると、今年度の工事で約四億四千万円の税金の節約ができます。住民主役の原点に立ち、新たな気持ちで行政経営に挑まなくてはなりません。市長は答弁の中で、市民の目線に立った行政と発言しています。弱者切捨てのようなやり方は、福祉の横田さんには似合いません。私の提案は市民の目線に立つ行政にもつながると思いますが、お考えを伺います。

総務部長　支所での住民サービス低下についてお答えします。本庁と支所との窓口サービスの範囲は、可能な限り近い場所で対応できるよう、調整を図ってきたところです。しかし、ご指摘の件につきましては、今後、利用者の立場に立って判断するよう、周知徹底をしていきたいと思います。

企画部長　入札制度の見直しについてですが、合併に当たり、旧市町の制度に若干の違いがありました。特に条件付一般競争入札ですが、事務調整をする中で、対象金額を、旧八郷町が二千五百万円以上、旧石岡市が二千万円以上としていたところを、合併後は旧石岡市にあわせて二千万円以上の郵便入札にいたしました。また、予定価格の設定に当たっても、くじの率を一パーセント引下げ、九十五パーセントから九十八・九九パーセントまでの範囲にしています。

　公共工事に求められるのは、透明性や競争性を向上させること、さらに、有効かつ必要な量の公共工事を、可能な限り合理的なコストで実施することであると考えています。入札制度の改善検討委員会がございますので、調査検討していきたいと思います。

市長　入札制度については、競争性を高めるため、一般競争入札も含めて十分に検討していきたいと思います。また、透明性を確保するため、電子入札の導入についても県の運営協議会を通じて今後とも調査検討してまいりたいと考えます。

通告書の内容は
①住民サービスと経費節減に関して

Question 新石岡市を魅力あるまちとするため市長独自の政策を確立していく必要がある

Answer 新市の均衡ある発展を図るため今年度は幹線道路の整備等を進めていく

磯部延久（いそべのぶひさ） 議員

問　市長は、新石岡市の初代市長として、まちづくりの多くの政策、施策を掲げられました。私は、新石岡市を魅力あるまちにするために、市長独自の政策を確立していくことが大切であると思います。そこでまず、中核都市の基盤確立における「核」となる政策について、決意とお考えをお聞かせいただきます。

　次に、主要事業の中から伺います。一点目として、高齢者支援と福祉政策についてですが、高齢化が進む中で、対策は急務です。また、医療費や介護サービス費の増大が財政的にも大きな負担となると考えられます。現代は、従来の治療ではなく、予防対策を充実することで病人を減らす、予防の時代であるとも言われていますが、具体的にどのような政策方針をお持ちか伺いたいと思います。

　二点目として、児童の登下校時・放課後の安全対策について伺います。青少年犯罪が多発し、特に年少者や幼児を巻き込む事件が連日のように報じられています。幸い、当地域では大きな事件もありませんが、いつ起こるとも分からないのが犯罪です。尊い人命を守る、特に子どもの命を守ることは、大人の責務です。そこで、登下校時及び放課後の安全対策について、考えを伺います。

市長　新しい石岡市を魅力あるまちにするためには、まず、市民の融和と協調、さらには市民と行政の協調・協働が不可欠であるという認識に立ち、最重要課題である継続性の確保と新市の均衡ある発展、住民の一体感の醸成を、着実に進めていかなければなりません。そのためには、合併協議会で調整した事項をしっかりと踏まえ、新市建設計画に基づく施策の具体化を、計画的に行っていかなければなりません。平成十八年度は、石岡市の実質的なスタートの年でもありますので、継続性の確保、均衡ある発展等を図るため、幹線道路の整備を中心とした都市基盤の整備を進めてまいります。

　次に、高齢者支援についてですが、本市の高齢化率は二十一・一％、五人に一人が高齢者という状況です。このような背景を踏まえ、第三期介護保険事業計画の作成を進め、その見直しの柱として、新予防給付、予防に対する給付、介護予防に対する給付、地域支援事業、地域密着型サービスの創設を考えております。

教育長　児童の安全対策ですが、市内でも、不審な人物による声かけや写真撮影、つきまとい等が、昨年十一月から十数件あり、登下校時に不安を感じるところです。そこで、児童・生徒を守る防犯体制が必要であると考えます。防犯パトロールの実施、子供たちとともに安全マップを見直し、改善したり、学校職員の学区内巡視、危険箇所点検、防犯教室実施などを考えております。そして、地域の方々、保護者の皆様、ボランティアの方々などがパトロールをして下さっており、大変ありがたいことです。不審者問題も、学校や行政機関だけで防げるものではなく、地域の方々と連携をとりながら情報収集に努め、防犯の取り組みを続けていきたいと考えています。

通告書の内容は

①市長の政策施策の具体的対応について

②市営住宅家賃滞納について

Question 行財政改革大綱が未策定の状況で新年度予算はどのように策定したのか

Answer 厳しい財政状況を踏まえつつ財政健全化を念頭において予算を編成

前島孝元（まえしまたかもと）　議員

問　国においては、地方分権や住民ニーズの高度化、多様化等に適切に対処するため、徹底した行政改革に取り組むことを地方自治体に求めています。その内容をいくつかあげてみますと「事務事業の見直し」「組織機構の簡素効率化」「外郭団体の統廃合」「定員管理・給与の適正化」「民間委託の推進」等です。

　また、行政改革を進める際に数値目標を設定するなど、目標を具体的に示すことや住民への積極的な広報が必要であると考えます。

　私は、自治体の役目・役割は市民から預かったお金を最大限に利活用して、市民の福祉向上を目指すことではないかと思います。国の三位一体改革の推進から交付金の削減、補助金の一般財源化等の影響もあり、合併を進めたわけでありますが、合併後、最初の本格予算が今回提案され審議されるわけですが、前年度の反省点を踏まえるならば、予算審議に間に合うよう、新市の行財政改革大綱と財政健全化計画、そして実施項目の三点が策定公表されたのち、平成十八年度の予算が組まれるべきと考えます。合併後五か月が過ぎたにもかかわらず未だできていない訳ですが、新年度予算への反映はどのように実施したのか伺います。

市長　平成十八年度予算は、新石岡市にとって初めての年間予算です。交付税、臨時財政対策債が引き続き減少し、その反面、扶助費、医療給付費などの社会保障費を中心に歳出が増加するなど、極めて厳しい財政状況ですが、国、地方財政の動向を踏まえ、将来の財政の健全化を念頭に編成を行った次第です。また、両市町の一体性の速やかな確立と均衡ある発展に資するよう、可能な限りの予算配分を行い、編成いたしました。

企画部長　国が進める三位一体の改革によりまして、地方交付税の減額は避けられず、扶助費の増大などとあいまって財源不足が想定されています。そのような中、①合併協議会での調査や事務事業の一元化などを踏まえ、継続性の確保及び、均衡ある発展と住民の一体感の醸成を最重要課題とする②一般行政経費、形状的な事務施策、施設の運営に要する経費については、平成十七年度予算に比較して、九十七㌫以下となるよう努める③投資的経費は、事業の緊急度、優先度を精査し、九十五㌫以下となるよう努める④人件費を厳しく抑制する　以上の点を基本として予算編成を行いました。

　行財政改革大綱については、今年三月を目標に策定作業を進め、あわせて具体的な実施計画の策定も進めているところですので、十八年度を初年度として具体的に取り組み、行財政基盤の強化を一層推進してまいりたいと考えております。

市長公室長　行政改革大綱、実施計画については、行財政改革推進本部幹事会においてとりまとめを行った後、推進本部で検討し、行財政改革懇談会に諮問をいたします。三月中にはこの答申が得られる予定ですので、三月中に策定を図ってまいりたいと思います。

通告書の内容は

①行財政改革大綱と実施項目が未策定の中での平成十八年度予算策定について
②合併特例債事業の進め方について
③職員の職級と役職名について

Question 収納率を向上させるため市はどのような対策を講じているか

Answer 納税相談、滞納整理を行うとともに、納税者の利便性を高める方策を検討

中村茂夫（なかむらしげお）議員

問　平成十六年度決算書によりますと、市民税、固定資産税、国民健康保険税など税の滞納額は二十八億一千六百七十五万円、これに水道料金、下水道事業負担金、保育料、住宅使用料などを合わせますと、滞納額は優に三十億円を超えた金額となります。これは、一般会計の予算額の十分の一を超える額であり、市といたしましては、大変困った事態です。また、徴収率も低迷しており、この背景には、徴税職員数の不足、滞納処分が不十分であることなどがあるとされています。

そこでまず、収納率を向上させるためにどのような対策を立てて努力しているのか、専門職員の配置、担当課の設置、差し押さえや公売のような滞納処分など、具体的対応策をとる考えがあるのか、見解を伺いたいと思います。さらに、不納欠損処分の処分額、処分した理由についてもお伺いいたします。

私が調べたところ、収納率の高い市町村では、口座振替を希望する方が増えています。当市では、収納率を高めるため口座振替をＰＲしているのか、今後どのように推進していくのかお伺いいたします。

また、収納窓口を拡大する意味から、コンビニエンスストアでの収納についても考えを伺います。

総務部長　これまで収納に大きく貢献してきた納税組合が、旧八郷町では平成十六年度に、旧石岡市では合併に伴い廃止となりました。また、旧八郷町の前納報奨金も廃止となっています。この様な中、平日夜間の納税相談、休日納税相談、県との合同滞納整理、管理職による特別滞納整理、県外滞納整理、軽自動車税の実態調査等を実施しています。

口座振替については、市報への掲載、納付書にチラシを同封するなど、ＰＲを行っています。さらに、従来、振込み納付としていた郵便局においても、納付書による納付ができるよう、準備を進めています。納税者の利便性を高め、自主納付の推進を図っているところです。コンビニ収納については、取り扱い金額等の制約もありますので、税目等を考慮しながら検討しているところです。

不納欠損処分については、十六年度に九千六百二十九万八千円の処分を行いました。これは、地方税法第十五条関係に基づく生活困窮者、居所不明者などの生活実態調査等によって行っています。今後とも、実態調査、事実関係の調査を含めまして、適正な欠損処分を行っていきたいと思います。

福祉部長　国民健康保険税の滞納対策としては、徴収嘱託員による訪問徴収、職員による滞納整理を行い、収納に努力しています。また、随時、納税相談を行い、事情により全額納付の困難な世帯には分納誓約をしてもらい、計画的に収めてもらうよう努めています。

生活環境部長　水道料金の滞納については、滞納者へ通知や訪問徴収を実施し、収納率アップに努めています。

都市建設部長　市営住宅の滞納については、高額滞納者には分納誓約書の提出をいただき、計画的な納付を指導しています。さらに、訪問徴収も行っております。下水道の受益者負担金の未納については、督促、催告、電話による納付依頼、訪問徴収等を行っています。また、十月からコンビニ収納を実施して、収納率向上につなげたいと考えております。

通告書の内容は

①各種滞納について

Question 将来の石岡を活力あるまちとするため現在取り組むべき事業は何か

Answer 地域特性や多くの資源を活用したまちづくりの取組みが必要と考える

山口（やまぐち） 晟（あきら） 議員

問　石岡市のまちづくりに当たって合併問題を振り返って見ますと、当初、土浦石岡地方広域市町村圏協議会で合併に取り組みましたが、さまざまな経緯を経て現在の二市町での合併となりました。私は、将来のまちづくりにおいては、小美玉市、かすみがうら市、土浦市、最終的にはつくば市や桜川市、笠間市まで入れた大きな合併をし、石岡市がその中心としてリーダーシップをとってもらいたいと考えます。そして、道路・文化行政、観光対策においても、大きな合併を視野に入れ、将来を見越して進めていく必要があります。

まず道路問題では、合併特例債事業として「貝地・高浜線」の計画がありますが、路線上に遺跡があると思われることから、合併特例債を活用することのできる十年の間での完成は難しいと考えます。そうであれば、特例債の使途を見直し、「霞ヶ浦湖岸観光道路」に予算をまわしてはどうでしょうか。

文化行政においても、一千五百人規模の文化センターが必要です。

さらに、観光対策の上では、舟塚山古墳群は石岡の重要な財産です。六号バイパス早期実現のためにも、調査を進め、遺跡が出れば路線を修正して古墳群の復元を図ってはどうですか。

以上の点について、市長の考えを伺いたいと思います。

▲霞ヶ浦より望む石岡市

市長　このたびの石岡市・八郷町の合併により、石岡市は多くの発展の可能性を秘めた地域になっております。そういった中で、それぞれの持つ地域特性、歴史性、史跡、遺跡、また、恵まれた自然、あるいは多くの資源を活用して、その発展の一つに観光振興が位置づけられると思っております。そういった観点から、まちづくりの大きな取り組みが必要であると思います。

「貝地・高浜線」の整備は、合併特例債及び合併市町村幹線道路研究整備支援事業の承認を受けて行う事業です。新年度早々に地元説明会を開催し、整備に着手したいと考えております。議員ご指摘の道路については、新市建設計画の中の整備予定箇所に示されておりません。

複合文化施設につきましても、既に図書館を核とした施設として進めております。特例債事業にも位置づけていますので、その方向で進める所存です。

通告書の内容は

①新市まちづくり構想について

Question 少子化に歯止めをかけるため市独自に対策をとる考えはあるか

Answer 次世代育成支援の行動計画に学童保育の充実等の施策を織り込む

入江貞一（いりえ ていいち） 議員

問　少子化対策については、かつて類を見たこともない出生率低下、既に一・三人を割る現実を直視するとき、これからの日本を支えていく生産人口減少に歯止めをかけるために、国・県をあげてさまざまな支援策を講じています。市長は、施政方針で八つの項目を挙げて活力と生きがいに満ちた協働のまちづくりを打ち出しておりますが、少子化対策については何らこれといった施策が見当たりません。そこで、当市の支援や環境づくりをする考えをただしてみたいと思います。

　県も、少子化対策に向けて特に三つのポイントを挙げていますが、結婚することが大前提条件であることは論を待たずであります。特に「いばらき出会サポートセンター」での県・市町村・関係団体・企業ボランティアらの連携による結婚支援活動の展開、その他、小学校放課後の居場所づくり、育児のため離職した女性の再就職、さらに子どもが欲しくても受胎（でき）ない患者の不妊治療費に、国・県が二分の一ずつ十万円の助成金を出しています。県内でも、阿見町が独自に五万円の補助金を出しています。また、出産祝い金や保育料無料などもあります。

　これらを鑑み、石岡市でも本当に支援策をとっていく考えがあるか、市長及び関係部長にお伺いをいたします。

保健福祉部長　いばらき出会いサポートセンター事業は、平成十八年度に県と県労働者福祉協議会で組織立てをし、市町村、経済・労働・農業関係の団体やボランティアなどで運営会を組織し、結婚相手の紹介をする事業です。県サイドで行う事業ですが、市町村へも協力を求めておりますので、市の農業委員会や市民生活課で行う事業とあわせて、少子化対策として応援していきたいと思います。

　ここ三年ほど、わずかではありますが出生率が減少しておりまして、生んでもらう対策というものも必要になります。県には、不妊治療の助成金を交付する制度がありますし、めでたく子どもが誕生した際に祝い金を支給している市町村もあります。これにつきましては、検討事項とさせていただきたいと思います。保育料については、国において納税額により負担金が定められており、二人目が半額、三人目以上は十分の一という定めですので、これを基本としていきたいと思います。

市長　少子化対策につきましては、現在作成中の次世代育成支援地域行動計画で方向づけをし、施策を講じたいと考えます。保育所、学童保育などを充実させ、地域での保育環境づくり、保健相談、食育の推進を通じて子供の健やかな心身発達の支援をし、企業などにも協力を求めて子育てしやすい環境づくりを織り込み、この計画を効率的に実行してまいりたいと考えています。また、生まれた子供を健全に育てることと併せて、子供を生みやすい環境づくりも必要であり、そのための結婚対策も講じていくことが必要とされています。農家の後継者対策、十八年度から行う広域での結婚相談、あるいは県の出会いサポートセンターへも全面協力をしてまいりたいと思っております。

通告書の内容は

①少子化対策について
②安定した税源確保について

Question 「協働」によるまちづくりに向けて「自治基本条例」を制定してはどうか

Answer 全国的にまちづくり条例の制定が進む 十分な研究・検討を重ねていきたい

池田（いけだ）正文（まさふみ）　議員

問　新市建設計画の基本理念「活力と生きがいに満ちた協働によるまちづくり」は、今後のまちづくりの指針をなす理念であると思います。しかし、具体的に市民との協働とはいかなるものか、事業・施策にどのように盛り込んでいくのか、明確ではありません。

協働とは、市民と行政が同じ価値観や目標をもってはじめて実行できることであり、足りないところを補い合う補完の関係を構築することでもあります。そうであるならば、市民と行政の関係や役割を条例で定め、明確にすることで、各種計画や政策の立案段階から市民の声を反映する仕組みをつくる必要があると考えます。成熟した自治体といわれているところでは、自治基本条例や協働推進条例を制定し、市民とともにまちづくりを進めています。当市でもこれらの条例を制定すべきであると思いますので、考えをお伺いいたします。

また、全国の自治体で「住民参加型ミニ市場公募債」の発行が本格化しています。自治体の発行するミニ公募債は、集めた資金が学校や橋梁の建設などの目的に活用され、自治体の資金調達の面からも、市の事業に市民が参画する、協働の一手段としても、有効であると思います。このようなことを踏まえ、導入についての考えを伺います。

企画部長　協働は、複数の主体が目標を共有し、ともに力を合わせて活動することで、短所を補い合い、より質の高い市民サービスを生み出すことができると考えられます。おおむね以下の五つの形態に分類できると考えます。①行政の施策事業に委員会・審議会等を設け、地域で活動する団体等の意見を生かすもので、提言箱の設置、委員の公募等。②行政と地域の団体等が協働により行う事業で、実行委員会形式によるイベントの開催、地域住民等による道路や河川等の管理③行政の所管にかかる事業を実戦経験の豊富な団体に委託するもので、指定管理者制度の導入や相談事業④地域の活動団体等が実施する先駆的な公益事業について、行政が事業費の一部を補助するもの⑤地域の活動団体等が事業を行う際に、行政が後援するもので、後援名義の使用承認、広報への協力、などがございます。今年度から行う公園の里親制度は、②に該当するものです。

ミニ公募債については、平成十七年度に、県と七市町村の共同で個人向け公募地方債として発行し、当市では一億円を臨時地方道整備事業の資金に当てる予定です。これは、市民にとっては自治体が発行することで安全性が高いとして、人気があるようです。さらに、対象事業が明確なことから、投資を通じて住民の行政参加意識も高まる利点もあります。一方、銀行等からの借入れを一部借り替えるだけであり、新たな財源確保にはなりません。しかし、今後資金調達でさまざまな手段を検討していかなければなりませんので、発行について十分に検討していきたいと考えています。

市長　市民ニーズが多様化する中、行政だけでこれらすべてに対応することは、事務量的にも財政的にも限界に来ているものと感じます。このようなことから、市民と行政が役割分担や協力関係を見直し、ともに考え、協力しながら、成果と責任を共有しあう「協働のまちづくり」が必要と思っている次第です。このような中で、全国的にもさまざまなまちづくり条例を制定する例がございますので、今後、十分な研究と検討を重ねたいと考えます。

通告書の内容は
①市民と協働によるまちづくりについて
②資金調達について

Question 公用車の一部車両をパトカー色に塗装し防犯に役立てていく考えはあるか

Answer 重要性は十分に認識している 関係部局と調整し、増車を検討したい

川村（かわむら） 良一（りょういち） 議員

問　防犯のために公用車の一部の車両をパトカー色に塗装することについて、質問いたします。

　この質問は、これまでに何度も議会で質問させていただきました。前回の答弁では、パトカー色に塗装した公用車を一台増車するとしていましたが、さらに増車していくのか、不要と考えているのか、その後の方針が見えてきておりません。執行部では、パトカー色に塗装した公用車の必要性をどのように考えているのでしょうか。

　また、防犯のために公用車をパトカー色に塗装するわけですが、これを一番使っているのは、交通安全よりもむしろ教育委員会です。八郷地区に十四校、石岡地区に十三校、合計二十七の小中学校がございます。現在配車されている二台の車で、どのように全校を巡回することができるのでしょうか。本来は、このような学校にもっと台数がほしいものと思います。一台でも多く配車して巡回させることにより、事故が減少すると思います。

　そこで、パトカー色に塗装した公用車の必要性を認めているのか、見解を伺いたいと思います。

助役　パトカー色に塗装した公用車でございますが、旧八郷地区、旧石岡地区に各一台ずつございます。さらに四月には、石岡地区交通安全協会石岡支部の交通指導車が一台増車されることになっており、合計三台というのが現在の状況です。

　しかし、その重要性は十分に認識しており、犯罪の予防、抑止には効果があると考えております。

市長　事件、事故が多発している今日、犯罪の未然防止と抑止効果として、パトカー色の公用車の必要性は認識しておりますので、関係部局と調整をして、増車をしてまいりたいと考えております。

通告書の内容は

①市民のための総合窓口化の実現の時期は
②出会い頭の事故をなくすために、路面に凹凸をつけてみては
③市民会館で車イス利用者が安全安心できる座席の確保を
④防犯のために公用車の一部の車両をパトカー色に塗装しては
⑤なぜ介護保険証の発行が遅れているのか

Question 新年度予算は、今後のまちづくりの指針行財政改革は反映されているのか

Answer 合併後初めての本格的な予算編成 合併による効果を反映できる内容とした

前島守雅（まえしままもりまさ） 議員

問　平成十八年度予算は、これからのまちづくりの羅針盤となるものであり、市民も大きな期待と関心を持っています。予算は今後の施策と関連するものであります。市長は、「継続性の確保と新市の均衡ある発展と、住民の一体感の醸成を最大課題とした」としていますが、具体的にどのような施策として現れているのか、伺いたいと思います。また、「全庁的な改革運動と連動した予算づくりをした」としていますが、行財政改革大綱の実施計画も定まっていない中で、どのような形で行財政改革が予算づくりに反映されたのか、伺います。

　地方自治体の一番の課題は、健全なる財政運営の確立です。市町村合併もその一手段であったわけですが、それと同時に抜本的な行財政改革が求められています。具体的に伺いますが、五百十三億円にも上る借入金残高にどのような対応を図っていくのですか。そして、多くの自治体が行政評価システムを導入し効率的な行政経営に取り組んでいますが、当市ではどのような考えをお持ちなのか、お尋ねいたします。

　また、効率的な行財政運営の上では、財政基盤の確立も重要ですが、当市の収納の実績と、それに基づいて講じておられる収税対策についても伺います。

市長　「全庁的な改革運動と連動した予算づくり」と述べたことについてですが、厳しい財政状況にあって、合併を果たした今、合併支援を利用した新たなまちづくりや行政水準・住民負担水準の是正を行うことにより、垣根を取り除き、速やかな一体性の確保を図ることのできる事業に取り組む必要があります。合併後初めての本格的な予算編成になることから、新市建設計画の趣旨に基づき、地域の活力の創出、発展のため、職員一人一人が創意工夫に努め、市民参加の促進を図るとともに、各課、各部で十分に協議を行い、市民ニーズに応えることができる、向上につながる施策の立案に努め、合併による効果を反映できるような予算編成を行うものであります。

　起債残高の対応ですが、起債を借り入れる際に提出している償還計画書に従って償還をしていますが、条件が整った場合は、利率の高い起債などの繰上げ償還をしています。そして、起債額が償還額を上回らない、プライマリーバランスを確保していきたいと考えているところです。しかし、合併特例債による増加が考えられますので、公債費比率などに十分留意して取り組んでいく考えです。

　税収確保につきましては、口座振替制度の推進、納税手段の機会の拡大、電話による催告、戸別訪問徴収、金融機関等への徹底した財産調査に基づく差し押さえ等々を実施することにより、徴収率向上と強化を図る考えです。

企画部長　行政評価システムについてですが、簡素で効率的な、透明性の高い行政運営と、成果型の行政運営を実施するためには、行政評価制度の確立が必要になってまいります。現在、総合計画を策定中でありますので、その中で、事業の成果が評価できるような計画づくりを進めていきたいと考えております。

通告書の内容は

①平成十八年度市政運営に対する所信と主要施策について
②予算編成方針について
③税収確保について
④工業団地の誘致について

Question 児童生徒を狙った犯罪が相次いでいるが防犯対策として当市が講じている施策は

Answer 防犯パトロールや安全マップ作成など学校やボランティアの協力を得て取り組む

菱沼和幸（ひしぬまかずゆき）議員

問　登下校中の子供を狙った許しがたい凶悪犯罪が相次いで起きており、万全の対策を講じるため政府は、登下校時の安全を確保するため、緊急対策を決定しました。①全通学路の緊急安全点検②すべての学校における防犯教室の緊急開催③すべての地域における情報共有体制の緊急立ち上げ④学校ボランティア（スクールガード）の充実。また、スクールバス導入の検討や、国民への協力を求め、新たに「子ども待機スペース交流活動推進事業」の創設を予定しています。少子化の観点からも、未来を担う子どもたちが安心して学校生活が送れるよう、あらゆる面から地域の防犯意識を高め万全な犯罪防止対策に取り組み、子ども自身が危険を予測し回避できるよう、防犯教育の充実を図っていただきたいと思います。

そこで、学校内や登下校時に対し、危険箇所等の点検・調査の現況と今後の課題や対応施策についてどのようにお考えなのかお伺いします。

また、市長も「学校や通学路等において児童生徒が犠牲となる悲惨な事件を防ぐため、市民の皆様の参加など、それぞれの立場で積極的にご協力をいただきながら、地域ぐるみの安全確保のための取り組みを進めてまいります」と述べられましたが、具体的施策をお伺いします。

次に、こども一一〇番の家の現況はどのようになっているのか、また、今後の課題等をお伺いします。

教育長　学校の安全については、教育委員会として、防犯パトロールの実施、安全マップの見直し及び改善、学校職員の学区内巡視、危険箇所点検の依頼、各学校への防犯教室実施の依頼という、四つの対策をとりました。

まず防犯パトロールは、市民生活課と協力し、中学校区を中心に下校時刻に合わせて計画的に実施しています。市民生活課が石岡地区、教育委員会が八郷地区を巡視しています。学校においても、林地区安心パトロール、東小守り隊など、独自の対応をしていただいております。

安全マップの見直しでは、校長会などが中心となって、中学校ごとに危険な場所や子供を守る一一〇番の家を記入した地図を作成しています。また、小学校ごとに児童と一緒に歩いて地図をつくり、児童への安全指導や保護者への説明などに使っています。また、防犯教室を年一回は実施するよう指導しています。

学区内の巡視、危険箇所点検の依頼については、保護者や児童の目で見た危険箇所について、学区内巡視をしながら、学校職員が実際に現地に赴いて確認をし、何かあったとき、すぐに現場に駆けつけられるようにしています。これらは主な対策ですが、今後とも状況を敏感につかみ、事件、事故の未然防止に努めていきたいと考えています。

一一〇番の家は、石岡地区では平成十年度から設置いたしました。これは、ボランティアとしての活動をお願いしており、児童生徒が登下校の際に知らない人から声かけ、痴漢、つきまといなどに出会い、助けを求めたときに、安心して避難できる場所として設置しています。設置場所として、通学路周辺の一般家庭、商店、事業所など約一千百か所に、茨城県統一シンボルマークのカンガルー親子のパネルを設置しています。また、児童生徒の通学路や通学路環境に応じて見直し、真に必要な箇所に設置のお願いを検討すべきとも考えています。

通告書の内容は

①教育・文化行政について
②都市建設行政について
③財源確保の観点から、新たな広告ビジネスを当市でも導入してはどうか

Question 「食」は健全な生活の基盤を成すもの 児童・生徒への食育が必要ではないか

Answer 安全安心な食事から健康な生活ができるよう 学校においても指導をしていきたい

鈴木（すずき） せつ子（こ） 議員

問　「食」は、人を良くすると書き、健康に大いに影響を与えるものです。しかし、食品の偽装表示の問題や、ＢＳＥ、鳥インフルエンザなど、食の安全に対する関心が高まっている一方で、日常生活においては朝食抜きの生活や外食が増え、食品への関心とは正反対の行動を取っているのが現状です。調査によりますと、朝食を食べない児童生徒は、小学五年生で十九・六（パーセント）、中学生で十九・九（パーセント）という数値が出ています。このようなことから、子どものころからの「食育」が必要であると思います。学校や地域、家庭など、さまざまな場所で、食べ物が食卓に上がるまでの過程を理解し、食品の選択や調理、実際に体験できる環境づくりをすることが大切です。

そこで、お伺いいたします。

当市では、児童生徒に対する食育をどのようにお考えでしょうか。学校での取り組み状況や給食における地産地消の現状、家庭や地域へ働きかけを行っているのか、現況を伺いたいと思います。さらに、新市のまちづくりの上で食育をどう考えるのか、市長の見解を伺います。

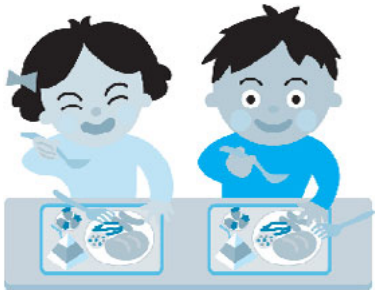

教育長　現代の日本人は、偏食、欠食、過食、個食などが多く、生活習慣病もまた大きな社会問題となっています。このような現状で、食育は極めて重要な課題であると思います。

食育は、将来の個人の健全な生活を保障する基盤をなすもので、食に関する感覚は、大人になってからでは身につきにくいものであると考えます。したがって、幼いころからの指導が大切です。学校では、絵や写真をもとに食べ物に興味を持つような指導、はしの使い方や、食べたときの甘さや歯ざわりの違いを体験させる指導、食べ物の安全性や生活習慣病の問題についても指導し、安全安心な食事から健康な生活を送ることができる態度を身につけさせたいと考えております。今後とも指導していきたいと思っております。

学校給食は、週五回のうち三回を米飯給食とし、米は地元産のものを使用しています。その他の農産物については、市内の業者から入札により購入しています。収穫時期の問題や大量使用をしている中で、市内産指定とはできませんが、食材入札に地元農協にも算入してもらっていますので、地産地消を考慮してできる限り市内産の農産物を使用するよう努力していきたいと考えております。

市長　食育の分野は、広範囲にわたるものです。新市のまちづくりにおいても、市民が健全な心身を養い、豊かな人間性をはぐくむ食育を推進するための施策を、総合的かつ計画的に推進し、この重要性を認識するような体制づくりをしたいと考えております。

通告書の内容は

①食育について
②防災対策について

Question 石岡市の「顔」である石岡駅前中心市街地活性化の今後の見通しは

Answer まちづくり三法の改正や合併を踏まえ活性化基本計画の検証が必要と考える

小泉（こいずみ） 彰（あきら） 議員

問　合併から約半年が過ぎましたが、新市の顔とされるのは石岡駅であり、八間道路から中町通り等に続く道路が当市のメインストリートであります。市では、駅周辺の活性化を図ろうと、石岡駅の橋上化計画などを策定いたしましたが、鹿島鉄道が廃止届を提出したと新聞で報じられたことにより、構想の見直しが迫られ、中心市街地の活性化に難問が生じております。

　中心市街地の衰退を食い止め、これを解決することを目的に、合併前の石岡市においても「中心市街地活性化プラン」が策定され、その中でさまざまな計画が示されました。しかし、実際に実行されたものは、多くはありません。また、活性化プランの中でも、ミニ開発の計画地と目され、活性化の核となるはずであった大型店が倒産したことで、計画は一時中断を余儀なくされたこともありました。しかし、この場所を民間の方が所有したことで、商業施設参入の見込みも出てきたとも聞きます。さらに、駅前の西友跡地についても解決の方向性が見えてきたとも伺っています。

　そこで、このような「民」の動きを捉えて中心市街地の開発に力を入れ、まちの賑わいを取り戻す考えがあるか、伺いたいと思います。

▲「歴史のみち」整備事業も活性化プランに基づいた事業

企画部長　大店立地法、中心市街地活性化法、改正都市計画法が制定され、まちづくり三法と言われてきました。しかし、思うように機能せず、全国各地で大型店の郊外出店が加速し、それと比例して中心市街地の衰退が目立つようになりました。そして、現在、郊外からまちなかににぎわいを取り戻そうと、まちづくり三法の見直しが議論されています。

　当市においても、これまで、中心市街地活性化のための各種事業を進めてまいりましたが、今後、これらの法律改正や合併に伴い、旧石岡市で策定した中心市街地活性化基本計画の検証や評価が必要と考えています。中町のミニ開発については、この検証の中で、念頭におきながら進めたいと考えているところです。中心市街地活性化プランの推進委員の方にも十分に論議してもらい、まちなかの大型店の対応を考えていきたいと考えております。

建設部長　ご指摘の通り、コーキ跡地には大きな変化が生じております。ビルの解体が済み、駐車場跡地の地権者も変わりました。当地域には都市計画道路が入っておりますので、私どもとしても早い解決を望み、交渉を進めてまいりました。これが順調に進めば、道路整備のための財源確保と、宮下方面へ延ばすための家屋の買収に入っていきたいと考えていたところですが、ミニ開発の地点とも目されていますので、関係地権者や企画部長、市長とも相談しながら、状況を見極めて内部協議を急いでいきたいと考えております。

通告書の内容は

①駅周辺整備に伴う中心市街地のこれからの見通し

②六号バイパスの今後の状況

第１回 定例会 議案質疑

第１回定例会では、市長から提出された108議案について、延べ１７人の議員が質疑を行いました。

提出議案数が多いだけでなく、新年度予算、旧石岡市・旧八郷町決算など重要案件が含まれることから、質疑日程を４日間設けて質疑に臨みました。

平成十七年度一般会計・特別会計決算

決算報告に対する財政情報の開示について

前島孝元（まえしまたかもと）議員

問　地方財政の状況が極めて厳しく地方公共団体の行財政運営に対して住民等の厳しい目が向けられている中で、各地方公共団体が住民の理解と協力を得ながら財政の健全化を推進していくためには、自らの財政状況について、より積極的に情報を開示することが求められています。これらを実行していくためには、市民の皆様にもそれなりの理解と痛みを得ないと難しいと思います。そこで、市民の理解を得るために、他市町村との比較可能な「財政力経常収支比率」、「起債制限比率」、「人口一人当りの地方債現在高」、「ラスパイレス指数」、「人口一千人当りの職員数」等について比較し、今後の改善策を住民にわかりやすく分析表で公開すべきです。国においては、三月上旬に十六年度の財政比較分析表を公表することを求めていますが、公表に向けてどのような手順で作業を進めているのか、また、公表の手段はどのようなものになるのか伺います。

企画部長　他団体との比較可能な手法で、市民等に分かりやすく情報を開示することにより、財政運営上の課題をより明確にし、それを財政構造の改善に反映させていくことが喫緊の課題となっております。このような中、当市では、地方自治法に基づく財政状況の公表など、情報開示に努めています。比較分析を行う指標としましては、平成十六年度決算について、財政力指数、経常収支比率、起債制限比率、人口一人当たりの地方債の現在高、ラスパイレス指数、人口一千人あたりの職員数などのデータを県に送付しまして、三月末には県のホームページ上に公開される予定です。

　このほかの公表手段として、バランスシートなどで公表をしております。また、公表に当たっては、わかりやすく専門用語の解説を付しながら、住民の理解と協力を得られるよう、財政の健全化を推進していきたいと考えております。

一般会計予算・教育費

給食配送委託料の委託契約の内容は

小吹武男（おぶき たけお）議員

問　学校給食センター費、石岡給食センター調理業務経費のうち、給食配送委託料について質問いたします。

　石岡給食センター、八郷給食センターの給食配送委託料を比較してみますと、八郷給食センターに比べ、石岡給食センターの予算額が六百七十万五千円も高額となっています。私は、差額がこのように高額となることは、納得できません。予算計上の根拠をお示しいただきたいと思います。

　石岡給食センターは、三十三年間に渡り、一業者に非常に高い委託料で委託してきました。このこと自体がおかしいわけですが、さらに委託の詳細を見ますと、人件費が多額であり、委託にもかかわらず、運転手の賞与、退職金、厚生福利費を積算基礎として、市職員のような手当てをしていました。平成十七年度の場合、運転手一名に月額三十万七千円支払われ、八郷給食センターと比較すると、人件費だけで年間二百万円以上の差があります。透明で公平なやり方とは思えません。

　そのようなことを踏まえ、新年度予算でどの程度の見直しを加えたのか、契約内容を見直す考えがあるのか、お尋ねいたします。

教育次長　まず、予算計上の根拠についてですが、石岡・八郷の給食センター配送委託料は、運転手の待遇に大きな違いがあります。具体的には、石岡給食センターの運転手が月額給料であるのに対し、八郷給食センターの運転手は時間給でありまして、年額約七百二十万円、石岡給食センターが八郷より高くなっています。しかし、燃料費、修繕費などの諸経費では、石岡の給食センターが年額にして約二十五万円安くなっています。このように、運転手の待遇や業務内容に違いがありますので、現在、契約内容等の見直しをしております。

　十八年度の委託契約は、契約期間である七月までは従前どおり一社と委託契約をしていく考えです。しかし、委託金額、内容については、十分精査し、八郷給食センターとの整合性を図っていきたいと考えています。

介護保険特別会計予算

地域包括支援センターの役割とは何か

岡野孝男（おかの たかお）議員

問　介護保険の改正により、四月一日から石岡市石岡保健センターで地域包括支援センターが業務開始されます。支援センターの役割は①要支援、要介護1の軽度の方のケアプランを作成する②要支援、要介護にならないよう予備軍（六十五歳以上の五パーセントが目安）の方の介護予防サービス、予防重視型のサービスを提供する、というものです。これは要支援、要介護1の軽度の利用者が、介護保険が始まった平成十二年四月から十七年十月までで二・五倍に膨れ上がったものを抑制しようとする狙いです。いままで民が作成しサービスを提供してきたケアプランを、官が作成してサービスの量を抑え、予防を重視して利用者を極力少なくするというものです。支援センターでは、どんなスタッフで軽度の方のケアプランを立てチェックをしていくのか。予備軍に対してどんなサービスを提供していくのか。包括支援センターと在宅支援センターの関係はどうなっていくのか、併せてお尋ねいたします。

保健福祉部長　地域包括支援センターは、高齢者が地域の中で自立した生活を営むための支援を行うところで、保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャーを配置して、介護予防ケアマネジメント、専門職員を配置した総合相談、高齢者の虐待防止などの権利擁護事業などを行います。

　ケアプランの作成につきましては、予防事業ではセンターで直接作成し、新予防給付については一部を民間に委託して、その審査をセンターで行います。

　厚生労働省によりますと、介護保険の新予防給付の対象とはならなくともそのおそれのある高齢者は五パーセント程度と想定され、石岡市に当てはめますと九百人程度と見込まれます。これらの方々に対し、地域支援事業による介護予防事業を提供していくことになると思います。

　また、従来の在宅介護支援センターは、地域包括センターの協力機関として運営をいただくことになります。

一般会計予算　街路灯防犯灯事業

八郷地区の防犯灯・街路灯の取扱いとは

飯村嘉男議員

問　旧石岡市では、集落と集落が離れている所に設置する街灯を「街路灯」と称して、設置費及び電気料を市が全額負担し、集落内に設置する街灯を「防犯灯」と称し、多少の差はありますが旧八郷町と同じように集落が設置し、工事費の二分の一の補助金を交付し、電気料は集落が負担していました。先日、生活環境部に行き、合併をしたのだから旧八郷町で平成十七年度以前に設置した防犯灯で、街路灯と認められる所に設置されているものについては、旧石岡市と同じように電気料を市が負担すべきではないかと話したところ、設置時点で検証をしていないから認められないとの説明がありました。今からでも調査をして、街路灯と認められる所に設置されているものについては、新市の一体性確立のために電気料を市が負担する方向で検証できないか、また、十八年度は八郷地区はどのように取り扱われるのか、お伺いいたします。

生活環境部長　街路灯事業は、市道と認定されている道路で交通安全上や通学道路として危険と認められる箇所で、町内、自治会、集落等で人家がなく、町内会等で設置しない箇所に設置するものです。設置費や維持管理費、電気料を石岡市が負担しており、十八年度予算では、電気料二百五十七万六千円、設置工事費七十万円を計上しています。防犯灯は、地域の防犯対策、生活安全を図るため、自治会、町内会、集落等が設置する場合に、費用の一部を補助金として交付するものです。二百五十七万五千円を計上しています。

　平成十七年度は、八郷地区と石岡地区では補助金額が異なりますが、十八年度からは石岡地区の補助制度で統一していきたいと考えております。また、街路灯について、市が設置工事費や電気料などを負担してまいります。

一般会計予算　民生費

次世代育成支援対策推進事業の内容は

徳増千尋議員

問　次世代育成支援関連の予算について質問いたします。

　「次世代育成支援行動計画推進事業」として、委員報償の予算が計上されていますが、委員の仕事の内容は、どのようなものですか。また、旧石岡市では平成十五年十月から合併までの間、二十五名の委員を委嘱していましたが、合併後、この委員会がどのようになったのか、お伺いいたします。

　また、次世代育成支援で最も重要視されるのは福祉・教育部門です。目玉となる計画、焦点を当てる部分を明確にして、行動計画を作成していただきたいと考えます。新年度予算に計上された「次世代育成支援対策事業補助金」は、次世代育成支援地域行動計画に基づいた事業であると思いますが、もととなる行動計画の策定作業を進めているのでしょうか。計画の立っていない段階で、この補助金でどのような事業を行うのか、お尋ねいたします。

保健福祉部長　次世代育成支援対策委員会は、新市において設置要綱に基づき設置した委員会で、次代を担う子供たちの支援対策を総合的に検討するための組織です。構成委員は、大学助教授、警察、児童相談所、保健所や、市内の医師会、教育関係、農政関係、商工関係、民生団体などの推薦を受けた方や、一般公募した市民など、総勢二十三名です。次世代育成支援対策に係わる総合的な検討や、施策の推進、次世代育成支援地域行動計画の基本構想や実施計画の作成について、ご審議いただきます。行動計画は、福祉部門はもちろん、役所全体や民間をも巻き込んだ計画であり、百三十項目の施策項目を盛り込んで、まもなく完成するところです。

　次世代育成支援対策事業補助金は、民間保育所で行う延長保育事業、保育所地域活動事業に補助をするものです。国の事業が「次世代育成支援対策交付金制度」に移行したことにより、予算項目を設定したものです。

一般会計予算　衛生費

指定ごみ袋導入による市民のメリットは

小松 美代子（こまつ みよこ）議員

問　石岡地区では、十月から指定ごみ袋の使用を義務づけました。
　これによって、市は多額の収入を得ることができますが、その反面、市民に負担を強いることになります。そのため、市民からは苦情も含めたさまざまな意見が寄せられていることと思います。
　そこで伺いますが、指定袋以外は回収しないという明確な規定をしたことで、市民にはどのようなメリットがあるのでしょうか。具体的にお示しいただきたいと思います。
　また、市で作成するごみ収集カレンダーは、石岡地域と八郷地域で様式等に大変な差があります。同一市内なのですから、同レベルの内容で作成していただきたいと思いますが、いかがですか。特に、石岡地域のごみ収集カレンダーを簡略化してはどうかと考えますので、見解を伺います。

生活環境部長　まずはじめにごみ収集カレンダーについてですが、旧石岡市では、ごみの分別や出し方の説明と、収集日程をパンフレット形式で一体として作成し、配布していました。一方、旧八郷町では、新治広域事務組合に加入しており、ごみの分別や出し方の説明、収集日程等を役場で作成しておりました。合併前の両市町の状況を踏まえ、十八年度予算では、ごみの分別や出し方の説明と、収集日程等を分離し、作成する予定です。
　指定ごみ袋につきましては、昨年十月から、石岡地区で指定袋の使用の徹底をお願いいたしました。同時に、資源ごみが混入している場合には、資源ごみ専用の集積所にお出しいただくようお願いしてきましたが、資源ごみ専用集積所が少ないため、ごみ出しが大変であるとの意見を数多くいただきました。十八年度は、すべての集積所で資源ごみも回収することで、市民の皆様にごみ減量化に協力していただく方針です。

指定管理者制度導入に伴う条例改正

管理者の選定はどのように行うのか

菱沼 和幸（ひしぬま かずゆき）議員

問　指定管理者制度とは、多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、市民サービスの質の向上とコストの削減を図ることを図ることを目的とするものであり、導入している自治体では、「行政改革、行政運営に関する計画・指針」を基にしてこの制度に取り組んでおります。
　そこで、「地方自治法第二百四十四条の二第三項の規定に基づき、法人その他の団体であって市長が指定するものに管理を行わせる」と掲載があり、「本年九月から」とされておりますが、具体的に九月までの管理者の募集、選定委員会、選定基準、選定プロセス、選定方法、選定結果の公表、協定書の締結、施設の管理・運営モニターなどの方法やタイムスケジュール、また、指定管理料はどのようにされるのかお伺いします。

市長公室長　地方自治法が一部改正され、公の施設の管理者を地方自治体の出資法人や社会福祉法人等の公共的団体に限定して委託することが可能であった「管理委託制度」が廃止され、管理主体の範囲を民間事業者等にまで広げる指定管理者制度が創設されました。この法律は、本年九月より効力が発生しますので、これに対応すべく議案を提出いたしました。
　指定管理者の選定の基本となるのは公募で、公募するか否かは施設特性によって判断されます。指定管理者の選定は、選定委員会において事業計画、収支計画等の妥当性について検証し、委員の協議により行います。今後のスケジュールとしましては、四月から募集をはじめ、五月に選定委員会による審査、六月議会に指定管理者の指定の議案を提出します。そして、八月に協定書を締結し、九月には指定管理者制度へ移行してまいります。なお、選定委員会は、助役を委員長、各部長を委員として、十名で構成いたします。

公民館条例の一部改正

国府地区公民館の休館日の取扱いは

金子悦郎（かねこ よしお）議員

問　四月より、社会福祉協議会がひまわりの館へと移転し、福祉会館の建物は「国府地区公民館」となります。公民館の設置は、国府地内の住民が長年望んでいたことであり、大変喜ばしく思います。

しかし、運用方法に問題が見受けられます。それは、休館日の取扱いです。福祉会館の規則では年末年始と規定してあったのに対し、公民館規則では、それに加えて毎週月曜日と国民の祝日を休館日と定めています。利用者は、公民館となることで休館日が大幅に増加するとはまったく考えておりません。年間約百五十団体、延三万三千人余が利用してきたことを考えると、混乱することは火を見るより明らかです。市民サービスを低下させないためにも、混乱を避ける方策を取っていただきたいと考えます。

そこで、三月末日まで、福祉会館としてどのような運用をしていくのか、また、公民館となる四月以降、規則どおりの運用をしていく考えなのか、伺います。

市長　福祉会館は、三月までは福祉部所管の施設として管理いたしまして、四月からは地区公民館に転用となります。会議室の貸し出し受付業務は、福祉部所管の現在も二か月先の日程まで行っておりますが、受付業務の委託先であるシルバー人材センターとも十分協議し、転用によって業務に支障がないように担当を通じて指示してまいります。また、転用後は、地域の方にさらに利用していただくよう、貸し出しを行う部屋数を二倍とする予定です。

教育次長　国府地区公民館の運営につきましては、中央公民館や石岡地区の三つの地区公民館、並びに、八郷地区の地区公民館と同様、公民館条例と公民館規則に基づいて、管理運営をしてまいりたいと考えております。

※三月議会時点での内容を掲載しています。

現在、国府地区公民館は、旧福祉会館と同じ運営をしています。詳しくは五ページをご覧ください。

学童保育事業条例の制定

児童クラブ開設要件を十人以上とした理由は

金井一夫（かない かずお）議員

問　学童保育事業条例案によると、児童クラブは各校とも十人以上の利用者がある場合に開設するとのことです。そこで、十人以上と定めた理由と、利用者が十人を割った場合にどのような措置をとるのか伺います。

また、私が行ったアンケート調査では、四年生以上の子どもも預かってほしいという要望が多くありました。各校の定員と利用者数を見比べると、人数的に余裕がある学校も多く、私は受け入れは可能だと考えます。また、アンケート調査で八十（パーセント）以上の方々が書いておられたのは、保育時間の延長です。現在は午後六時までとなっていますが、二人の指導員がいる中で、勤務時間をずらすことで予算をかけずに実現可能と思いますが、これらについてお考えを伺います。

また市長には、保護者負担四千円を求めることについて、これを無料にする考えはないのか、少なくとも石岡地区で集めてきたおやつ代三千円をその中に含める形にする考えはないかお伺いします。

保健福祉部長　クラブ開設の最低人数は、県の補助対象人員が十人だったこと、または指導員が二人であることによる効率性も勘案した結果です。開設中のクラブが年度切り替え時に十人を割った場合は、二か月程度様子を見、それでも満たない場合は閉鎖を予告して入所待ちをする考えでいます。

対象児童を三年生までとしているのは、補助金の関係と保育場所のスペースの関係などの理由によります。

十八年度の県の新規モデル事業には「いばらきっずクラブ」というものがあり、まだ詳細は判っておりませんが、細部を確認して、条件が整えば時間延長の件も含めて取り入れを検討したいと思います。

市長　おやつ代は父母の会が集めているため、性格に相違があり、含めて考えると別な問題がでると考えます。保護者に四千円の負担いただいても市の支出は八千四百二十二円あり、無料にする考えは現在持っておりません。

石岡地区営農研修センターの解散

財産処分についてどのような議論を行ったか

池田正文（いけだまさふみ）議員

問　十七年度末をもって、石岡地区営農研修センター組合が解散し、財産のすべてを社団法人石岡地方広域シルバー人材センターへ引継ぐとのことです。同組合が所期の目的、つまり期待するところの目的を達したことは私も理解しております。時代、時局の要請で発展的解散は致し方ないと思いますが、今後は地域、利用者の方々に不便をかけることなく、スムーズに移管、移行できるようお願いしたいと思っております。

　そのような中で一つお伺いいたしますが、同組合の財産処分に当たっては、当市と共に組合を構成していた小川町、美野里町、玉里村（いずれも当時）及びかすみがうら市とどのような議論を行ったのでしょうか。市民の皆様への説明責任を果たす意味で、明らかにしていただきたいと思います。

市長　最初に営農研修センター組合の解散に至る経緯を申しあげますと、まず平成十六年五月の正副管理者会議（管理者＝石岡市長・副管理者＝構成自治体の各市町村長）において、施設の老朽化、民間宿泊施設等々との競合、備品更新による財政負担などの課題について協議し、また農業施設として所期の目的は達したと思われること等についてご意見をいただき、同年八月には今後の方向性と組合解散時期について協議・検討をしました。平成十七年二月二十五日の会議においては、平成十八年三月三十一日をもって解散する意思決定をし、同日の組合議会において了承をいただいたところです。

　財産処分については公文書で協議し、建物、物品については社団法人石岡地方広域シルバー人材センターに引継ぐこと、残金は平成十七年度市町村分担金の割合に応じて構成自治体へ配分することとしました。最終協議を行うに当たっては構成自治体の議会の議決を要するため、今般の議案上程となっています。

海老澤通弘　氏が逝去

　当市議会で議員を務められていた海老澤通弘氏が、五月十五日に逝去されました。六十三歳でした。

　海老澤氏は、昭和五十四年に旧石岡市議会議員に初当選され、産業経済副委員長、建設委員長などを歴任後、平成十一年から約二年間にわたって旧石岡市議会の議長を務められました。平成十五年からは議会選出監査委員として市政のチェックに当たられ、平成十七年には、それまでの功績により藍綬褒章を受章されました。

　心から、海老澤通弘氏のご冥福をお祈りいたします。

市長提出議案の概要と審査結果

●第１回定例会（３月１日～３月２３日）

議案第１号 ～ 議案第14号	平成18年度石岡市一般会計予算／平成18年度石岡市授産所特別会計予算／平成18年度石岡市国民健康保険特別会計予算／平成18年度石岡市簡易水道事業特別会計予算／平成18年度石岡市下水道事業特別会計予算／平成18年度石岡市駐車場特別会計予算／平成18年度石岡市老人保健特別会計予算／平成18年度石岡都市計画事業石岡駅東土地区画整理事業特別会計予算／平成18年度石岡市農業集落排水事業特別会計予算／平成18年度石岡市公共用地先行取得事業特別会計予算／平成18年度石岡市霊園事業特別会計予算／平成18年度石岡市介護保険特別会計予算／平成18年度石岡市介護サービス事業特別会計予算／平成18年度石岡市水道事業会計予算 各会計の予算額については８㌻を、審査概要については６㌻～11㌻をご覧ください。	原案可決
議案第15号	平成17年度石岡市一般会計補正予算（第１号） 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,229万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ141億7,427万2,000円としようとするもの。 補正予算の主な内容は、市長給等の減（▼18万9,000円）、商店街景観整備事業の減（▼4,391万2,000円）、児童福祉施設整備費助成事業（1,140万2,000円）、老人保健特別会計への繰出金（２億1,382万9,000円）、石岡中学校アスベスト除去工事（1,176万円）など。 債務負担行為として、大好きいばらき県民債にかかる債務負担（(34億円）茨城県と共同発行するミニ市場公募債（全体35億円・石岡市１億円））。	原案可決
議案第16号	平成17年度石岡市国民健康保険特別会計補正予算（第１号） 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ１億5,327万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億67万円としようとするもの。	原案可決
議案第17号	平成17年度石岡市簡易水道事業特別会計補正予算（第１号） 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ29万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,453万5,000円としようとするもの。	原案可決
議案第18号	平成17年度石岡市下水道事業特別会計補正予算（第１号） 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5,668万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億5,170万3,000円としようとするもの。	原案可決
議案第19号	平成１７年度石岡市駐車場特別会計補正予算（第１号） 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ600万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,996万7,000円としようとするもの。	原案可決
議案第20号	平成１７年度石岡市老人保健特別会計補正予算（第１号） 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１億9,624万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億862万5,000円としようとするもの。	原案可決
議案第21号	平成１７年度石岡都市計画事業石岡駅東土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号） 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ59万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億3,861万8,000円としようとするもの。	原案可決
議案第22号	平成１７年度石岡市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号） 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ67万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６億622万2,000円としようとするもの。	原案可決
議案第23号	平成１７年度石岡市介護保険特別会計補正予算（第１号） 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１億4,507万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億6,104万3,000円としようとするもの。	原案可決
	平成17年度石岡市一般会計歳入歳出決算認定について／平成17年度石岡市授産所特別会計歳入歳出決算認定について／平成17年度石岡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について／平成17年度石岡市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について／平成17年度石岡市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について／平成17年度石岡市駐車場特別会計歳入歳出決算認定について／平成17年度石岡市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について／平成17年度石岡都市計画事業石岡駅東土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について／平成17年度石岡市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について／平成17年度石岡市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について／平成17年度石岡市霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について／平成17年度石岡市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について／平成17年度石岡市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について 旧石岡市における平成17年４月～９月末日の各会計歳入歳出決算について、認定を求めるもの。	

議案第24号～議案第36号　認定

会計名		歳入（収入済額）	歳出（支出済額）	歳入歳出差引残額
一般会計		84億8,932万1,777円	83億5,065万1,533円	1億3,867万　244円
特別会計	授産所	1,667万7,187円	1,305万8,488円	361万8,699円
	国民健康保険	20億6,215万6,679円	20億3,458万6,747円	2,756万9,932円
	簡易水道事業	875万5,877円	828万　472円	47万5,405円
	下水道事業	9億1,487万6,377円	9億1,147万8,966円	339万7,411円
	駐車場	2億4,778万8,575円	2億3,876万9,170円	901万9,405円
	老人保健	18億1,207万9,048円	17億　309万3,042円	1億　898万6,006円
	石岡駅東土地区画整理事業	7,193万8,757円	7,034万9,478円	158万9,279円
	農業集落排水事業	1億5,198万9,583円	1億4,954万8,088円	244万1,495円
	公共用地先行取得事業	1億　705万4,586円	1億　705万4,586円	0円
	霊園事業	1,889万1,002円	1,782万　335円	107万　667円
	介護保険	10億3,030万7,818円	10億　939万5,859円	2,091万1,959円
	介護サービス事業	1億3,224万5,556円	1億2,968万2,060円	256万3,496円
	特別会計合計	65億7,476万1,045円	63億9,311万7,291円	1億8,164万3,754円
	総合計	150億6,408万2,822円	147億4,376万8,824円	3億2,031万3,998円

議案第37号～議案第41号　認定

平成17年度八郷町一般会計歳入歳出決算認定について／平成17年度八郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について／平成17年度八郷町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について／平成17年度八郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について／平成17年度八郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について／平成17年度八郷町水道事業会計決算認定について

旧八郷町における平成17年４月～９月末日の各会計歳入歳出決算について、認定を求めるもの。

会計名		歳入（収入済額）	歳出（支出済額）	歳入歳出差引残額
一般会計		56億6,983万5,986円	48億3,170万8,086円	8億3,812万7,900円
特別会計	国民健康保険	12億5,638万2,258円	11億7,454万7,750円	8,183万4,508円
	老人保健	14億2,747万　537円	12億8,106万6,123円	1億4,640万4,414円
	農業集落排水事業	9,580万6,380円	5,801万　974円	3,779万5,406円
	下水道事業	6億2,485万　681円	5億1,761万3,672円	1億　723万7,009円
	特別会計合計	34億　450万9,856円	30億3,123万8,519円	3億7,327万1,337円
	総合計	90億7,434万5,842円	78億6,294万6,605円	12億1,139万9,237円

議案第42号　認定

平成17年度八郷町水道事業会計決算認定について

収益的収入決算額５億45万2,859円、収益的支出決算額２億9,033万9,810円、資本的収入450万円、資本的支出１億2,725万2,300円。

議案第43号　承認

専決処分に対し承認を求めることについて（石岡市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の臨時特例に関する条例）

平成18年２月１日から平成18年３月31日までの間、市長の給料月額（88万円）を５パーセント（４万4,000円）、助役の給料月額（70万円）を３パーセント（２万1,000円）減じたもの。

議案第44号　承認

専決処分に対し承認を求めることについて（石岡市教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の臨時特例に関する条例）

平成18年２月１日から平成18年３月31日までの間、教育長の給料月額（66万円）を２パーセント（調整により１万4,000円）減じたもの。

議案第45号～議案第53号　原案可決

湖北水道企業団規約の変更について／湖北環境衛生組合規約の変更について／土浦石岡地方広域市町村圏協議会を設ける普通地方公共団体の数の減少について／土浦石岡地方広域市町村圏協議会を設ける普通地方公共団体の数の増加及び規約の変更について／土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合規約の変更について／霞台厚生施設組合規約の変更について／茨城県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について／石岡地方斎場組合規約の一部変更について／茨城租税債権管理機構規約の一部改正について

いずれも、市町村合併に伴って必要な改正等を図るもの。

議案第54号　原案可決

石岡地区営農研修センターの解散について

平成18年３月31日をもって石岡地区営農研修センターを解散することについて協議したいとして、地方自治法第290条の規定により提案されたもの。

議案第55号　原案可決

石岡地区営農研修センターの解散に伴う財産処分について

内容等については、３ページをご覧ください。

議案第56号　原案可決

石岡市及び事務組合公平委員会を共同で設置する構成団体の数の減少及び規約の一部変更について

	石岡地区営農研修センターが平成18年３月31日をもって解散することに伴い、規約の一部を変更しようとするもの。	
議案第57号	**石岡市行政手続条例の一部を改正する条例を制定することについて** 行政手続法の改正に伴い、条例中の引用条項を改正する必要があるため、条例の一部を改正しようとするもの。	原案可決
議案第58号	**石岡市男女共同参画条例を制定することについて** 内容等については、４㌻をご覧ください。	原案可決
議案第59号	**石岡市旭台会館条例の全部を改正する条例を制定することについて** 平成18年９月から当該施設の管理について、指定管理者制度を導入しようとするもの。 なお、指定管理者が行う旭台会館の管理の業務の範囲は、次のとおり。 (1)旭台会館の使用の許可に関すること。 (2)旭台会館の施設、設備及び備品等の維持管理に関すること。 (3)そのほか、市長が必要と認める業務 	原案可決
議案第60号	**石岡市コミュニティセンター条例の全部を改正する条例を制定することについて** 平成18年９月から当該施設の管理について、指定管理者制度を導入しようとするもの。 なお、指定管理者が行うセンターの管理の業務の範囲は、次のとおり。 (1)センターの使用の許可に関すること。 (2)センターの施設及び設備の維持管理に関すること (3)そのほか、センターの運営に関する事務のうち、市長が必要と認める業務	原案可決
議案第61号	**石岡市国府会館条例の全部を改正する条例を制定することについて** 平成18年９月から当該施設の管理について、指定管理者制度を導入しようとするもの。 なお、指定管理者が行う国府会館の管理の業務の範囲は、次のとおり。 (1)国府会館の使用の許可に関すること。 (2)国府会館の施設及び設備の維持管理に関すること (3)そのほか、市長が必要と認める業務 	原案可決
議案第62号	**石岡市まちかど情報センター条例の全部を改正する条例を制定することについて** 平成18年９月から当該施設の管理について、指定管理者制度を導入しようとするもの。 なお、指定管理者が行うセンターの管理の業務の範囲は、次のとおり。 (1)センターの使用の許可に関すること。 (2)センターの施設及び設備の維持管理に関すること (3)そのほか、センターの運営に関する事務のうち、市長が必要と認める業務 	原案可決
議案第63号	**石岡市営駐車場条例の一部を改正する条例を制定することについて** 地方自治法の改正に伴い、当該施設の管理委託に関する規定を改正しようとするもの。	原案可決
議案第64号	**石岡市国民保護協議会条例を制定することについて** 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の施行に伴い、当市国民保護協議会の組織及び運営について、必要な事項を定めようとするもの。 なお、協議会委員の定数は50人以内。	原案可決
議案第65号	**石岡市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例を制定することについて** 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の施行に伴い、当市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の組織及び運営について、必要な事項を定めようとするもの。なお、国民保護対策本部長、同副本部長、同本部員などは、市の職員のうちから市長が任命することとされている。	原案可決
議案第66号	**石岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて** 監査委員の監査時等における状況を踏まえ、監査委員が監査等に出席したときは、費用弁償として１日につき2,000円を支給しようとするもの。	原案可決
議案第67号	**石岡市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の臨時特例に関する条例を制定することについて** 内容等については、４㌻をご覧ください。	原案可決
議案第68号	**石岡市教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の臨時特例に関する条例を制定することについて**	原案可決

	内容等については、4ページをご覧ください。	
議案第69号	**石岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて** 内容等については、4ページをご覧ください。	原案可決
議案第70号	**石岡市国民健康保険税条例を制定することについて** 合併に伴う暫定条例を廃止し、新市の条例を制定するもの。	原案可決
議案第71号	**石岡市手数料条例の一部を改正する条例を制定することについて** まちづくり特例市として指定を受け、新たに優良宅地造成認定、開発行為許可等の事務に係る手数料を定めようとするもの。	原案可決
議案第72号	**石岡市手数料条例の一部を改正する条例を制定することについて** 危険物の規制に関する政令の改正に伴い、当該条例中の関連する部分を改正しようとするもの。	原案可決
議案第73号	**石岡市公民館条例の一部を改正する条例を制定することについて** 平成18年4月1日から福祉会館を国府地区公民館として使用するため、条例を改正しようとするもの。	原案可決
議案第74号	**石岡市龍神の森キャンプ場条例を制定することについて** 内容等については、5ページをご覧ください。	原案可決
議案第75号	**石岡市福祉会館条例を廃止する条例を制定することについて** 石岡市福祉会館を廃止することに伴い、当該条例を廃止しようとするもの。	原案可決
議案第76号	**石岡市ボランティアセンター条例の一部を改正する条例を制定することについて** 地方自治法の改正に伴い、当該施設の管理委託に関する規定を改正しようとするもの。	原案可決
議案第77号	**石岡市学童保育事業条例を制定することについて** 内容等については、2ページをご覧ください。	原案可決
議案第78号	**石岡市デイサービスセンター条例の全部を改正する条例を制定することについて** 平成18年9月から当該施設の管理について、指定管理者制度を導入しようとするもの。 なお、指定管理者が行うデイサービスセンターの管理の業務の範囲は、次のとおり。 (1)デイサービスセンターの事業の運営に関すること (2)デイサービスセンターの施設及び設備の維持管理に関すること。 (3)そのほか、市長が必要と認める業務 	原案可決
議案第79号	**石岡市地域包括支援センター条例を制定することについて** 介護保険法に基づき地域包括支援を中核とする事業を行うため、地域包括支援センターを設置しようとするもの。 支援センターが行う事業は、次のとおり。 (1)介護保険法第8条の2第18項に規定する介護予防支援事業 (2)介護保険法第115条の38第1項第2号から第5号までに規定する地域支援事業 (3)そのほか、市長が必要と認める事業 	原案可決
議案第80号	**石岡市特別養護老人ホーム条例の全部を改正する条例を制定することについて** 平成18年9月から当該施設の管理について、指定管理者制度を導入しようとするもの。 なお、指定管理者が行う特別養護老人ホームのぞみの管理の業務の範囲は、次のとおり。 (1)特別養護老人ホームのぞみの事業の実施に関すること。 (2)特別養護老人ホームのぞみの利用に関すること。 (3)特別養護老人ホームのぞみの施設及び設備の維持管理に関すること。 (4)そのほか、市長が必要と認める業務 	原案可決
議案第81号	**石岡市重度心身障害児福祉手当支給条例を廃止する条例を制定することについて** 当該条例の支給要件については、石岡市在宅心身障害児福祉手当支給条例において満たすことができるため、当該条例を廃止しようとするもの。	原案可決
	石岡市障害者福祉作業所条例の一部を改正する条例を制定することについて	

議案第82号	障害者福祉ワークス運営事業を新たに障害者福祉作業所の事業として位置づけるとともに、当該施設の管理委託に関する規定を改正しようとするもの。 	原案可決
議案第83号	**石岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについて** 被保険者が医療を受けた場合の一部負担金について、所要の改正をしようとするもの。	原案可決
議案第84号	**石岡市介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて** 介護保険法の改正及び第３期介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料等を改正しようとするもの。	原案可決
議案第85号	**石岡市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の全部を改正する条例を制定することについて** 県条例の規制内容等を踏まえて、当該条例の全部を改正し、より適正な規制等を行おうとするもの。	原案可決
議案第86号	**石岡市地区ふれあいセンター条例の全部を改正する条例を制定することについて** 平成18年９月から当該施設の管理について、指定管理者制度を導入しようとするもの。 なお、指定管理者が行うセンターの管理の業務の範囲は、次のとおり。 (1)センターの使用の許可に関すること。 (2)センターの施設及び設備の維持管理に関すること。 (3)そのほか、市長が必要と認める業務	原案可決
議案第87号	**石岡市森林公園条例を制定することについて** 内容等については、５㌻をご覧ください。	原案可決
議案第88号	**石岡市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を制定することについて** 地方自治法の改正に伴い、当該施設の管理委託に関する規定を改正しようとするもの。	原案可決
議案第89号	**石岡市農産物直売センター石岡そだち条例の全部を改正する条例を制定することについて** 平成18年９月から当該施設の管理について、指定管理者制度を導入しようとするもの。 なお、指定管理者が行うセンターの管理の業務の範囲は、次のとおり。 (1)センターの使用の許可に関すること。 (2)センターの施設及び設備の維持管理に関すること (3)センターの行う業務（農畜産物の生産及び流通に関すること。農畜産物の販売行為に関することなど） (4)そのほか、市長が必要と認める業務 	原案可決
議案第90号	**石岡市やさと農産物直売所条例の全部を改正する条例を制定することについて** 平成18年９月から当該施設の管理について、指定管理者制度を導入しようとするもの。 なお、指定管理者が行う直売所の管理の業務の範囲は、次のとおり。 (1)直売所の使用の許可に関すること。 (2)直売所の施設及び設備の維持管理に関すること。 (3)直売所の行う業務（農産物の販売に関すること。観光案内活動に関することなど） (4)そのほか、市長が必要と認める業務 	原案可決
議案第91号	**石岡市農村高齢者センター条例の全部を改正する条例を制定することについて** 平成18年９月から当該施設の管理について、指定管理者制度を導入しようとするもの。 なお、指定管理者が行う高齢者センターの管理の業務の範囲は、次のとおり。 (1)高齢者センターの使用の許可に関すること。 (2)高齢者センターの施設及び設備の維持管理に関すること。 (3)そのほか、市長が必要と認める業務 	原案可決
	石岡市常陸風土記の丘条例の全部を改正する条例を制定することについて 平成18年９月から当該施設の管理について、指定管理者制度を導入しようとするもの。 なお、指定管理者が行う施設の管理の業務の範囲は、次のとおり。	

議案第92号	(1)施設の使用の許可に関すること。 (2)施設の施設及び設備の維持管理に関すること。 (3)そのほか、市長が必要と認める業務	原案可決
議案第93号	**石岡市自然休養村センター条例の一部を改正する条例を制定することについて** 地方自治法の改正に伴い、当該施設の管理委託に関する規定を改正しようとするもの。	原案可決
議案第94号	**石岡市国民宿舎つくばね条例の全部を改正する条例を制定することについて** 平成18年９月から当該施設の管理について、指定管理者制度を導入しようとするもの。 なお、指定管理者が行う国民宿舎の管理の業務の範囲は、次のとおり。 (1)国民宿舎の利用の承認に関すること。 (2)国民宿舎の施設及び設備の維持管理に関すること。 (3)そのほか、市長が必要と認める業務	原案可決
議案第95号	**茨城県フラワーパーク条例の全部を改正する条例を制定することについて** 平成18年９月から当該施設の管理について、指定管理者制度を導入しようとするもの。 なお、指定管理者が行うフラワーパークの管理の業務の範囲は、次のとおり。 (1)フラワーパークの入園の制限等に関すること。 (2)フラワーパークの施設及び設備の維持管理に関すること。 (3)フラワーパークの行う業務（花の栽培及び展示すること。花に関する知識の普及及び栽培技術の指導を行うこと。花に関する資料を収集し、保管し、及び展示し、並びにこれを利用させることなど） (4)そのほか、市長が必要と認める業務	原案可決
議案第96号	**石岡市ふれあいの森条例の全部を改正する条例を制定することについて** 平成18年９月から当該施設の管理について、指定管理者制度を導入しようとするもの。 なお、指定管理者が行うふれあいの森の管理の業務の範囲は、次のとおり。 (1)ふれあいの森の入園及び施設利用の制限に関すること。 (2)ふれあいの森の業務（園内の清掃及び施設、設備等の適正な維持管理を行うこと。各遊具施設の適正な管理、安全運転等の指導を行うことなど） (3)そのほか、市長が必要と認める業務 	原案可決
議案第97号	**石岡市ふれあい交流施設やさと温泉ゆりの郷条例の全部を改正する条例を制定することについて** 平成18年９月から当該施設の管理について、指定管理者制度を導入しようとするもの。 なお、指定管理者が行う交流施設の管理の業務の範囲は、次のとおり。 (1)交流施設の利用の制限等に関すること。 (2)交流施設及び設備の維持管理に関すること。 (3)そのほか、市長が必要と認める業務	原案可決
議案第98号	**石岡市下水道条例の一部を改正する条例を制定することについて** 下水道法の改正に伴い、当該条例中の引用条項を改正しようとするもの。	原案可決
議案第99号	**石岡市営住宅管理条例の一部を改正する条例を制定することについて** 公営住宅法施行令の改正に伴い、市営住宅の入居者資格等について改正しようとするもの。	原案可決
議案第100号	**石岡市消防団条例の一部を改正する条例を制定することについて** 平成18年４月１日から石岡市石岡消防団及び石岡市八郷消防団の名称、区域及び定員について統合再編しようとするもの。なお、団員の定数は628人。	原案可決
議案第101号	**土地改良事業計画の概要について** 土地改良法第96条の２第２項の規定に基づき、上青柳地区に係る土地改良事業計画の概要を定めようとするもの。	原案可決
議案第102号	**損害賠償額の決定及び損害賠償請求に関する和解について** 平成17年11月13日午後４時34分ごろ、石岡市石川地内の市道において、石岡消防署の消防車両が建物火災の現場到着時に発生した物損事故について、損害を賠償し、和解しようとするもの。市が支払う損害賠償金額は23万5,473円。	原案可決
議案第103号	**市道の認定について** 建築基準法に基づく位置指定道路（北府中二丁目12340－4～北府中二丁目12340－20）を市道として受け入れようとするもの。幅員４㍍、延長57.81㍍、面積234.85平方㍍。	原案可決
議案第104号	**市道の認定について** 都市計画法に基づく開発行為により築造された道路（総社二丁目47－13～総社二丁目47－14）を市道として受け入れようとするもの。幅員６㍍、延長73.14㍍、面積446.29	原案可決

	平方㍍。	
議案第105号	**市道の認定について** 石岡駅東土地区画整理事業に伴い整備された都市計画道路及び区画道路（計12路線）を市道として受け入れようとするもの。 総延長は1,960.90㍍。 	原案可決
議案第106号	**市道の認定について** 宅地開発により築造された山崎字八郎地内の道路（計32路線）を市道として受け入れようとするもの。 総延長は3,280.08㍍。 	原案可決
議案第107号	**市道の認定について** 宅地開発により築造された道路（下林字竜口3322－7～下林字薊谷原2452－15）を市道として受け入れようとするもの。幅員9.25～6.25㍍、延長67.60㍍、面積460平方㍍。	原案可決
議案第108号	**市道の変更について** 開発行為により付け替えされた道路の起点を変更しようとするもの。 ○旧　石岡市柴内字息栖992番２地先～柴内字野田972番4地先 ○新　石岡市柴内字息栖1000番1地先～柴内字野田972番4地先	原案可決

●第１回臨時会（４月１１日）

議案第109号	**石岡市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例を制定することについて** 内容等については、12㌻をご覧ください。	原案可決
議案第110号	**専決処分に対し承認を求めることについて（霞台厚生施設組合規約の変更について）** 霞台厚生施設組合の事務所の位置を、「(小美玉市）大字高崎1,824番地の2」から「(小美玉市）高崎1824番地2」に改めたもの。	承　認
議案第111号	**専決処分に対し承認を求めることについて（平成１７年度石岡市一般会計補正予算（第２号））** 繰越明許費に市道等整備事業2億5,809万円を追加し、また地方債に龍神の森整備事業3,960万円を追加したほか、県営畑地帯総合整備事業、農道整備事業、かんがい排水事業、国営土地改良事業、林道整備事業、臨時地方道整備事業、排水路整備事業、消防施設整備事業、保健体育施設整備事業、石岡中学校校舎改修事業の限度額を変更したもの。	承　認
議案第112号	**専決処分に対し承認を求めることについて（平成１７年度石岡市下水道事業特別会計補正予算（第２号））** 繰越明許費の流域関連公共下水道整備事業（汚水）の金額を変更し、また地方債の流域関連公共下水道事業、流域下水道事業の限度額を変更したもの。	承　認
議案第113号	**専決処分に対し承認を求めることについて（石岡市税条例の一部を改正する条例）** 内容等については、13㌻をご覧ください。	承　認
議案第114号	**専決処分に対し承認を求めることについて（石岡市都市計画税条例の一部を改正する条例）** 地方税法等の改正に伴い、石岡市都市計画税条例の一部を改正したもの。 【改正要綱】 (1)平成18年度の評価替えに伴い、土地に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の都市計画税の負担について調整措置を講ずることとしたこと。 (2)農地等に係る負担調整措置を従来どおり継続することとしたこと。	承　認
議案第115号	**専決処分に対し承認を求めることについて（石岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）** 国民健康保険法施行令の改正に伴い、石岡市国民健康保険税条例の一部を改正したもの。 【改正要綱】 国民健康保険税の所得割額の算定等において、所得税における公的年金等控除の改正等に伴う経過措置を講ずることとしたこと。	承　認

請願&陳情

石岡市議会では、請願及び議会へ直接ご提出いただいた陳情を、本会議で常任委員会へ付託の上、詳細な審査を行っています。
第１回定例会で審査を行った請願・陳情は、次のとおりです。

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める陳情

付託 平成十七年第一回定例会

要旨 義務教育費国庫負担制度については、学級編制や教職員転置の弾力化の必要性も指摘されているが、この制度は、「最低保障」を担保するためのものであり、総額裁量性の導入により「自由度」のあるものである。現に国庫負担制度の加配教職員定数を活用するなどして、四十二道府県が独自の「三十人学級」など、少人数学級を導入している。

制度の廃止、一般財源化は、税源の偏在性と今後削減が必至である地方交付税の状況を考えれば、都道府県間での教育水準だけでなく、市町村間の教育水準の格差の拡大を引き起こすおそれがある。教育の機会均等とその水準の維持向上をはかる「義務教育費国庫負担制度」は、厳しい地方自治体の財政状況の中で極めて重要な位置を占めている。

本年度も、義務教育費国庫負担制度を維持するため、貴議会が負担法の本来の趣旨にてらして、全ての教職員の給与費適用堅持を求める意見書を決議され、関係大臣に送付することを陳情する。

〔陳情事項〕

義務教育制度の根幹である、教育の機会均等・水準確保・無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

また、教育に関する費用負担の在り方については、教育論から議論を尽くした上で判断すべきであり、政府は、中央教育審議会における結論を十分に尊重すること。

委員長報告の要旨（議会運営） 当市議会の慣例により、議会運営委員会付託分の委員長報告は省略

審査結果 継続審査

区域指定制度の導入についての請願書

紹介議員 久保田健一郎

付託 平成十八年第一回定例会

要旨 都市計画法に基づく線引きは、まちづくりの根幹をなし、非常に重要であるが、一方、それによって社会情勢の変化に対応できない面も数多く出てきている。このような状況に対応するため、改正都市計画法が平成十三年五月十八日に施行され、既存宅地の確認制度の廃止、及び都道府県の条例による区域指定制度の導入がなされた。

この制度は、市街化調整区域における新たな許可制度であり、条例によってあらかじめ指定された区域であれば、誰もが住宅を中心とした建築物を建てられる制度である。

県内においても、多くの市町村が積極的に区域指定制度による新たなまちづくりに取り組んでいる。

新生石岡市においても、当該制度を取り入れて住環境を整備し、定住人口の増加を図ることで、新たなまちづくりに邁進することを請願する。

委員長報告の要旨（都市建設）

市当局から現状の説明を求めたところ、市としても石岡地区と八郷地区を一つの都市計画で総合的に整備・開発・保全することが望ましいとの考えから、庁内で勉強会を立ち上げ、都市建設委員会、都市計画審議会、そして市民各位の意見を聞いて方向性を出したいとのことであった。区域指定制度の導入については、その中で検討して行きたいとのことではあったが、委員からは「人口減少が懸念される中、区域指定制度については県も人口増加策として推進しているとのことであり、すみやかに導入すべきではないか」との意見があり、また「区域指定には一定の規制が設けられており、乱開発に繋がるものではない」との発言もなされた。さらに、すでに区域指定制度を導入している自治体を問う質疑に対しては、「合併により消滅した自治体を含め、

県内でこれまでに九つの自治体が導入した」との答弁があった。

その後の採決の結果、当該請願は全会一致で「採択すべきもの」と決した。

審査結果 採　択

石岡市立幼稚園の三年保育実施に関する陳情書

付託 平成十八年第一回定例会

要旨 現在、石岡市立幼稚園では、満四歳からの二年保育を実施しているが、市内私立幼稚園では満三歳からの三年保育が主流となっており、加えて他市町村の公立幼稚園でも三年保育を実施している例が少なくない。

よって、現行の二年保育を改め、満三歳からの三年保育を実施することを、以下の理由により陳情する。

理由一　育児支援の充実

現在は核家族も多く、母親が一人で子どもの世話をしていることが多い。地域に相談できる友人がいない場合もあり、本来なら楽しむべき子どもとの生活がストレスになってしまうことも少なくない。

このような問題を避けるためにも、市立幼稚園の満三歳からの三年保育を実施し、育児に関する家庭の負担を軽減するとともに、若い母親たちの交流の場を充実すべきである。

理由二　少子化対策

母親が一人で子どもの世話をしている場合、第二子、第三子はせめて上の子どもが幼稚園に入園してから、と考えるのは自然なことである。加えて経済的にも、公立だからこそ二～三人通わせることができる、という点も重要。

よって、市立幼稚園が満三歳からの三年保育を実施し、より多くの子どもを生み育てやすい環境を整えるべきである。

委員長報告の要旨（文教）

初めに市当局から市立幼稚園の概要と保育年数に対する考え方について説明を求めたところ、県内公立幼稚園の保育年限の状況は、県内二百六園のうち、一年保育が二十三園、二年保育が百四十五園、三年保育が三十八園となっているとのことだった。さらに県南教育事務所管内では、一年保育は0園、二年保育が三十三園、三年保育が八園とのこと。さらに、旧石岡市においては平成十九年度に高浜幼稚園を東幼稚園に統合することを決定しているが、東幼稚園に年少の保育室を確保するのは難しく、現在のところ三年保育実施は考えていないとのことだった。

質疑において委員からは、「旧石岡市での議論を踏まえ、当該施設の状況、また近隣市町村の対応についてもさらに調査する必要があるのではないか」との意見が出され、委員長において「継続審査」とすることを諮ったところ、各委員に異議はなかった。

審査結果 継続審査

「非核平和都市宣言」についての陳情書

付託 平成十八年第一回定例会

要旨 一九四五年八月六日、世界で初めて広島に原爆が投下され、九日には長崎にも投下された。これによって広島で二十万人、長崎で十四万人もの人々が死亡し、いまなお後遺症で悩む被爆者、またはその子、孫の不安も消えることはない。

現在、世界には三万発もの核兵器が存在し、新たに核開発をする国も出ている。

このような状況の中、世界で唯一の被爆国の市民として、「非核平和都市宣言」を行い、積極的な平和行政、市民運動を展開すべきである。

委員長報告の要旨（議会運営）

当市議会の慣例により、議会運営委員会付託分の委員長報告は省略

審査結果 継続審査

航空自衛隊百里基地への米軍F15訓練移転計画に反対する陳情書

付託 平成十八年第一回定例会

要旨 昨年、日米安全保障協議委員会は共同文書を取りまとめ、発表を行った。「日米同盟の変革と再編」の内容は、国内の米軍基地と自衛隊基地の一体化、及び自衛隊を米軍の補完戦力とするものと言える。

これらの対象とされた地域では、県・市町村を挙げての反対運動が展開されているが、本県小川町の航空自衛隊百里基地にも米軍F15の訓練移転が計画されている。これに対し、地元の小川町長・議長は反対を表明し、文書で関係機関に申し入れを行った。行方市、鉾田市、大洗町でも反対をしており、県知事も反対を表明している。

F15訓練移転は、騒音の増大はもとより、米兵による事件・犯罪も懸念される。また、F15が墜落事故を最も多く起こしている戦闘機であることを考えると、原子力施設が集中している大洗町やその周辺は危険極まりない。

隣接自治体として、市民の生活・安全を守る立場から、次のことを陳情する。

〔陳情事項〕

航空自衛隊百里基地への米軍F15訓練移転計画に反対し、文書にて政府に計画の撤回を求めること。

委員長報告の要旨（議会運営）
当市議会の慣例により、議会運営委員会付託分の委員長報告は省略

審査結果 継続審査

地域農林水産業活性化を図るための「地産地消自治体宣言」を求める陳情

付託 平成十八年第一回定例会

要旨 現在、我が国は食料の六割を外国産に頼り、輸入農畜産物の急増に伴って農薬の残留や遺伝子組み換え食品の氾濫、鳥インフルエンザ、BSE問題など、国民の食に対する不安が高まっている。また、日本型食生活の崩れによる生活習慣病の急増も指摘されているところである。

政府の調査でも国民の八割以上が「国内産を食べたい」と希望しており、このような世論を背景に、農林水産物を地域内で流通させようという取組みが全国的に拡がっている。物流・情報の国際化の流れの中、地域循環型の地域経済と産業を振興していくことは、地域を守る上で大事な取組みである。

〔陳情事項〕

地域産業と地域経済の活性化を図るため、市において地産地消宣言を行い、その推進を図ること。

委員長報告の要旨（議会運営）
当市議会の慣例により、議会運営委員会付託分の委員長報告は省略

審査結果 継続審査

六号バイパスのアクセス関連道路都市計画道路貝地高浜線の早期実現に関する陳情

付託 平成十八年第一回定例会

要旨 私たちの居住する高浜地区は、石岡市中心部と玉里村、小川町、かすみがうら市の結接点として、県道石岡田伏線、県道石岡紅葉線が交差し、交通の要衝になっている。

一方、高浜台地内の富士見台町の市道は拡幅整備も行われず、歩道もない狭あいなままの道路となっている。車同士のすれ違いはもとより、緊急車両の通行も困難な状況の中、私たち高浜地区住民は不便な日常生活を強いられている。

この劣悪な生活の状況を改善するためには、高浜地区内を通過する車両を早急に排除し、生活道路の整備を進める必要がある。

よって、私たち高浜地区住民は、都市計画道路貝地高浜線（城南中学校入口～新田山高浜線）の早期実現を求める。

委員長報告の要旨（都市建設）
貝地高浜線は平成九年に都市計画決定を受けた路線であり、かつ、現在は合併特例債事業にも位置づけられている路線である。

質疑においては、当該路線に対する執行部の考えを問う発言があり、執行部からは「特例債事業として位置づけられていることから、新年度から地区で説明会を実施するなどして、出来るだけ早い期間で整備したい」との答弁があった。

その後の採決の結果、当該陳情は全会一致で「採択すべきもの」と決した。

審査結果 採択

石岡市消防団第十六分団第二部消防団詰め所移転・建替えに関する請願について

紹介議員 山田 保・菱沼定夫・大和田俊樹・菱沼一夫

付託 平成十八年第一回定例会

要旨 石岡市消防団第十六分団第二部消防団詰め所は、築三十年以上が経過し、老朽化が著しい。また、室内は六畳一間と狭く、駐車スペースもない。これらは数年来の問題であり、安全面を考慮して移転を含めた検討が必要である。

移転に関しては、敷地確保の検討も進めており、協力を申し出てくださる方もいるため、実現可能と思われる。

よって市に対しては、早急な対応と実現を切願する。

審査結果 定例会最終日（三月二十三日）に総務委員会に付託。次期定例会（六月）までの継続審査と決定。

国府地区公民館の管理体制についての陳情書

付託 平成十八年第一回定例会

要旨 福祉行政の拠点として、長年にわたって福祉会館を利用してきた社会福祉協議会がふれあいの里ひまわりの館に移転し、これによって福祉会館が国府地区公民館として利用されると聞く。

これまで福祉会館は、年末年始を除いて毎月二日間の休館だったが、教育委員会所管として地区公民館となると月曜日と祝日が休館になると思われる。

地区住民や利用団体などが会合や講座を実施するのは休日や祝日が多いと思われることから、国府地区公民館の有効活用を図る上で、誰もが利用しやすい管理体制で運営されるよう陳情する。

審査結果 定例会最終日（三月二十三日）に文教委員会に付託。次期定例会（六月）までの継続審査と決定。

石岡市議会の意見書！

第１回定例会では、以下の意見書２件を可決し、関係行政庁や国会へ送付しました。

さらなる総合的な少子化対策を求める意見書

二〇〇五年版「少子化社会白書」は、〇四年の合計特殊出生率（一人の女性が生涯に産む子どもの平均数）が一・二八と過去最低を更新したことを踏まえ、わが国を初めて「超少子化国」と位置付けました。予想を上回る少子化の進行によって、これまでの予測よりも一年早く、今年には「人口減少社会」に転じる可能性があると指摘しています。これまでも様々な少子化対策が講じられてきましたが、依然として少子化傾向に歯止めがかかっておらず、これまでの施策を検証するとともに、効果的な支援策について更なる検討が必要です。

その上で、少子化対策は、単に少子化への歯止めをかけることだけを目的とするのではなく、すべての子どもたちが「生まれてきてよかった」と心から思える社会、子どもたちの瞳が生き生きと輝く社会を実現する視点が重要であります。子育ては、今や、地域や社会全体が取り組む課題であり、わが国の将来を担う子どもたちの健やかな成長のために、社会全体で子育てをサポートする体制を充実することが必要です。子育てへの経済的支援のほか、地域や社会における子育てのための環境整備、働き方を見直す社会の構造改革など、総合的に子育て支援策を展開するべきです。

よって政府においては、さらなる総合的な少子化対策として次のような施策を講じるよう、強く求めます。

記

一　抜本的な児童手当の拡充
二　出産費用等の負担の軽減
三　子育て世帯向けの住宅支援
四　子どもを預けやすい保育システムへの転換
五　放課後児童健全育成事業等の充実
六　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が図れる働き方の見直し

送付先　内閣総理大臣・厚生労働大臣・衆議院議長・参議院議長

石岡第一高等学校の名称の存続についての意見書

平素は、当市の教育行政の進展のため、多大なるご支援を賜り心からお礼申し上げます。

当市は、昨年十月に石岡市と八郷町が合併し、新生石岡市として新たなスタートを切ったところでございます。さて、この度、茨城県教育委員会におきまして、県立高校の再編整備について後期実施計画が決定され、当市の八郷高等学校が対象であるということで大変驚いているところでございます。

八郷高等学校は、昭和三十二年石岡第一高等学校の八郷分校として開校し、昭和三十八年からは現在の体制となり、地元の教育機関の要衝として、地域の発展に大いに寄与してきたところでございます。

そのような状況のもと、石岡第一高等学校へ八郷高等学校が統合されることに伴い、現在の石岡第一高等学校が新たな名称になるのではと危惧を抱いているところでございます。

石岡第一高等学校は、明治四十三年四月十六日に新治郡農学校として開校し、昭和二十四年茨城県立石岡第一高等学校として改称し、創立九十六年を迎えたところでございます。現在まで、二万人以上の卒業者を輩出し、行政、教育、芸術、地域のリーダーなど広い分野でその活躍が見られ、将来を担う生徒たちにとって核となる存在でございます。そのような歴史と伝統がある石岡第一高等学校の名称がなくなることは、地域にとって失うものも大きく、石岡市のナンバースクールとしてその名称の存続を強く望むものでございます。

送付先　茨城県知事・茨城県教育委員長・茨城県教育長

R100 再生紙100％を使用しています。PRINTED WITH SOYINK 環境にやさしい大豆油インキを使用しています。

まちづくり特例市 石岡市は二分野で指定に

平成十八年度以降、石岡市は県から「まちづくり特例市」の指定を受け、市民サービス向上に取り組む。企画委員会で政策推進室長が説明した。

県の要綱によると、まちづくり特例市とは「より身近な自治体である市町村が自主的・自立的にまちづくりに取り組めるように、関連する事務権限を包括的に移譲することにより、住民サービスの向上を図るとともに、地域の中核的な都市を目指した市町村の合併実現を支援」するもの。

人口十万人以上の市であることが要件となっているが、合併した新市の場合は人口五万人でも申請が可能。

移譲される事務権限は、①個性豊かなまちづくり②住みよいくらしづくり③活力ある産業づくり④快適な環境づくりの四分野に分かれており、申請に際しては、①を含むいずれか一分野以上の事務権限を選択することとされている。

石岡市は今回、「農地転用の許可」、「開発行為の許可」等を含む①（必須）と、「身体障害者手帳の交付」、「認可外保育施設に対する立入検査」等を含む②を申請し、県の指定を受けた。

これら事務権限は、受入れ準備の関係などから事務により移譲時期は異なるが、移譲を受けることで、許可期間の短縮、またはより細かなサービスの提供が可能になるという。

議会ア・ラ・カルト

市役所・区画整理地区を含むエリアに住居表示等実施へ

総務委員会で参事兼総務課長が説明したところでは、市は今年度より、市役所前の市道から駅東側の区域三十八㌶の町界町名変更・住居表示の実施に向けた作業に入る。

説明によると、今年度は町名や区割り等の決定のための町界町名整理審議会の委員報酬や町界町名整理事業業務委託の予算を計上し、来年度に町または字の変更等の実施を予定しているとのこと。

国衙跡発掘調査 前殿などの発見を報告

教育委員会の文化振興課長は、文教委員会で「常陸国衙跡第五次後期発掘調査」の報告を行った。

石岡小学校校庭ではこれまで、国庁、国庁周辺の実務施設、国庁以前の役所跡と推定される建物群などが発見されているところ。今回は、すでに発見されている正殿の南側に前殿に相当する建物跡が存在するか否かが焦点とされたが、調査ではこれが発見されたほか、国庁と重複する形で初期官衙跡も確認された。発掘調査は今年が最終年度で、以後は二十年度の本報告書作成に向けた整理に入る。

常陸風土記の丘で 茅葺き職人の後継者育成

常陸風土記の丘には十六棟の茅葺き建築があるが、これらはいずれも築後十五～十七年が経過しており、腐食等の傷みが目立っている。

風土記の丘では、このような状況に鑑み、今年度から茅葺き職人の後継者育成を行うとのこと。

市民経済委員会で観光物産課長が説明したところでは、茅職人は高齢化と後継者不足が年々進んでおり、この状況のまま推移すると、葺き替えの際には全国から茅職人を募り、多額の工事費を要することにもなりかねないという。

このような状況に対処するため、茅職人を嘱託職員として採用し、園内の各種業務、茅葺きの修繕業務に当たらせる一方、風土記の丘の運営を委託している開発公社職員に技術を習得させ、茅葺き職人の後継者として育成して行くとのこと。

これにより、これまで茅修繕工事を行っていた費用は、今後大きな圧縮が期待できる見込み。

石岡・つくば線バイパスは平成二十年度完成見込み

都市建設委員会で都市建設部長が説明したところでは、石岡・つくば線バイパスの完成見込みは平成二十年度とのこと。同バイパス整備は県が実施している事業で、かつては十七年度完成と言われていたが、国・県の財政状況などから遅れているという。

石岡・つくば線バイパスは、旧石岡有料道路から府中橋を経て国道六号市川歩道橋の土浦寄り約百㍍の地点に至る、全長約一・八キロ㍍の路線。府中橋以外はすべて新設の道路となる。